

独評発第0831043号
平成24年 8 月 31 日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男



独立行政法人福祉医療機構の中期目標期間最終年度を除く当該中期目標期間
における業務の実績に関する評価結果（暫定評価）の通知について

厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準（平成13年6月厚生
労働省独立行政評価委員会決定）に基づき、別添のとおり、中期目標最終年度を除
く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価（暫定評価）を行ったので、
その結果を通知する。

独立行政法人福祉医療機構の 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成 2 4 年 8 月 3 1 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 中期目標期間（平成 20 年度～平成 24 年度）の業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

本評価は、平成 20 年 4 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標（平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月）全体の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当機構に対しては、特殊法人から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 23 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）等も踏まえ、暫定評価を実施した。

なお、福祉医療機構の業務は非常に多岐にわたり、それぞれの業務の性質が異なっていることを特記しておきたい。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の貸付を行うこと」という当機構の設立目的に照らし、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営体制の効率化については、福祉医療機構では、平成 20 年 10 月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。また、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行うなど、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進し、また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定及びコンプライアンス委員会の設置など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防

措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。

各事業における業務実績を見ると、福祉医療貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができており、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構では、平成20年10月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

特に、東日本大震災への対応については、同会議において、東日本大震災からの復旧・復興への支援策の検討等を行うとともに、更なる迅速な対応を図るため、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、同連絡会を毎週開催するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底し、平成23年8月には、理事長の指示に基づき、関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、東日本大震災事業者再生支援機構への対応等について検討を実施するなど、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した結果、平成20年度から平成23年度までの4年間において、理事ポスト▲1名、部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲9名を削減するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進し、さらに、平成24年4月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）することを決定した。

さらに、民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する民間活動応援本部を設置するなど、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化し業務の効率的な運営を図った。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る

事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

QMSに基づき、定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進した。

また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、意見提案箱の設置及び内部通報制度の策定など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。

さらに、福祉医療貸付事業においては、毎年度の決算データに基づき、ALM分析を実施し、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチを把握し、将来の金利変動リスクによる財務への影響を確認した。

個人情報保護の取組みについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、その徹底を図るとともに、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ対策に関する各種規程に基づき、その対策の充実を図った。

以上のように、継続的な改善活動を推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、今後導入される金融庁検査への対応を踏まえ、ガバナンスの更なる高度化に向けた取組みに期待する。

(2) 業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した「業務・システムの最適化計画」に基づき、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図った。

また、福祉保健医療情報サービス事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成23年7月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。

さらに、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）及びCIO補佐官を中心として、情報化推進計画等を策定し、情報システムの運用管理体制の向上を図るとともに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るための外部研修の受講や福祉医療機構の職員のITスキル向上を図るためのCIO補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修の実施を通じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図った。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、中期目標期間の最終事業年度となる平成24年度に

において、平成 19 年度予算と比べて 15.5%程度の額を節減するという目標に対して、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、システム関連経費の抑制等により、平成 23 年度において 23.3%の額を節減した。

人件費の削減については、業務の効率化等により常勤職員数を抑制した結果、平成 23 年度において中期計画における人件費削減目標（6%）を上回る 14.5%の人件費削減を行うとともに、毎年度、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で公表した。

なお、福祉医療機構の給与水準（ラスパイレス指数（地域・学歴勘案））が国に比べて若干高くなっていることについては、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率については、中期目標期間中に大幅な管理職削減を実施してきており、今後も引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、平成 22 年 4 月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表し、同計画に基づき、適切に随意契約の適正化を推進し、より一層の競争性、透明性の確保を図った結果、平成 23 年度において、競争性のない随意契約が 6 件となり、同計画における目標（6 件）を達成することができた。また、契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受け、さらに、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、同委員会の点検を受け、改善状況をフォローアップし公表するなど、より一層の競争性、透明性の確保を図った。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度の高い事業等に対して融資を実施した。その結果、平成 20 年度から平成 23 年度までの貸付審査件数は、老人福祉関係施設 1,889 件、児童福祉関係施設 1,635 件、障害者福祉関係施設 627 件、その他 115 件の合計 4,266 件となった。また、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援等に係る資金の融資について、特に政策上推進が必要とされたため、優遇措置等を講じ、円滑な施設整備を推進した。

東日本大震災への対応としては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援した。

また、利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会を実施し、速やかに安定的な事業の実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備した。

さらに、協調融資制度については、平成 20 年度から同制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するとともに、同制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、

代理貸付の受託金融機関へ同制度の案内を行うなど、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。

審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができた。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等に対して優先的に融資を実施した結果、平成 20 年度から平成 23 年度までの貸付審査件数は、病院 672 件、診療所 1,208 件、介護老人保健施設 284 件、その他 22 件の合計 2,186 件となった。また、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金やセーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金について、優遇措置等を講じ、病院等に対する円滑な施設整備の推進及び安定的な経営を支援した。

東日本大震災への対応としては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

また、利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、早期段階にて医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を実施した。

さらに、審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができた。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における新規融資額については、中期目標及び中期計画において、政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成 24 年度予算における同事業の新規融資額を平成 17 年度における新規融資額の実績（4,026 億円）と比べて 20%程度縮減すること（3,220 億円）とされており、縮減を進めた。一方、その後の政策的必要性から、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等の融資を拡大し、平成 23 年度の新規融資額は 3,657 億円となった。

また、同事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差を毎年度確保することができた。

同事業の貸付に係る債権については、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックした。

暫定評価期間中におけるリスク管理債権比率については、第 1 期中期目標期間中の

比率の平均1.56%を上回ったものの、福祉医療施設を取り巻く厳しい経営環境のもと、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸出条件緩和を積極的に実施し、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援した結果、平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.44%（リスク管理債権額781億円）となり、第2期中期目標期間の初年度にあたる平成20年度末におけるリスク管理債権比率2.97%（リスク管理債権額962億円）と比較すると、0.53%（181億円）の減少を図ることができた。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると3.16%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、被災直後に理事長以下役職員が現地を訪問のうえ、被災状況や返済猶予希望等の把握を行うとともに、福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談を実施するなどし、返済猶予や貸付条件の緩和をするなど、積極的な支援を実施した。

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成21年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。

一方で、医療・福祉分野は、日本再生戦略において新たな成長を目指す重点分野とされ、2020年までに50兆円の需要創造と284万人の雇用創造が目標に掲げられている。このため、福祉医療機構においては、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、融資対象の重点的な拡大や貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、年間のセミナー実施計画を機構のホームページに掲載するなど、受講希望者の受講機会の確保に努めるとともに、受講者アンケート調査結果に基づき、機構発の経営情報発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施するなど、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供し、セミナーに関する開催内容の告知、延べ受講者数及び満足度指数については、中期計画に定めた目標を達成した。

個別経営診断については、診断メニューの多様化及び経営指標の拡大を図り、施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるよう経営支援を行い、個別経営診断の診断実績については、積極的なPR活動などを実施した結果、中期計画に定めた目標を達成するとともに、個別経営診断の申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間についても、中期計画に定めた目標を達成した。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、平成23年度より福祉医療機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替え、また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討するとしたことから、民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業については、平成 22 年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を設定した募集要領を毎年度策定し、機構ホームページ等で公表した。

また、東日本大震災の被災地支援については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となる NPO やボランティアなどによる中長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成 23 年 6 月～7 月にかけて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的に置いた平成 23 年度 2 次募集を行い、被災地において NPO 等が行う活動に対して積極的に対応した。さらに、平成 24 年度分助成事業の募集においては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO 等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとした。これらの支援については、職員が積極的に現地に出向き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災地の NPO センター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行った。

助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、毎年度、審査項目や審査基準等を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、福祉医療機構ホームページにおいて公表し、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査、採択した。なお、助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合及び助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間については、中期計画に定めた目標を達成した。

また、助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックした。

また、助成事業の成果（効果）として、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業の確保及び助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査については、中期目標及び中期計画に定めた目標を達成した。

さらに、事業効果の高い優れた助成事業については、ヒアリング評価結果等を踏まえて選出し、その事業概要や効果をホームページで公表するだけでなく、事業評価報告書や機構月刊広報誌「WAM」にも掲載するとともに、その助成事業の成果を普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介する事業報告会を開催し、広く周知を図った。

特に、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要とされる NPO などによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催したが、当日の様子は、NHK ニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得た。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、給付回数の見直しや事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が中期計画の目標値を大幅に上回る実績をあげた。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、共済契約者の事務負担の軽減を図るため、電子届出システムを利用する共済契約者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、利用率は 83% と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、90% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができるなど、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

さらに、東日本大震災への対応としては、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の 348 法人に連絡をとり、うち要望のあった 21 法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期目標及び中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業については、毎年度、外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、各年度の決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体、障害者関係団体等の関係者へ報告及び情報の公表等を行うことにより、事業の透明性の確保を図った。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、毎年度概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保したが、平成 21 年度を除いて、平成 23 年度までの運用実績が厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかったこと、また、年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加等によって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加した影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなったため、平成 23 年度末における繰越欠損金については、約 132 億円となっている。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいのが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当該事業については、提供情報の向上に資するため、都道府県や国と連携を図り、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の最新の情報を迅速に提供したほか、機構開催の施設経営セミナー及び厚生労働省で開催された審議会等の講演内容をわかりやすく集約した概要コラムを作成のうえ掲載することにより、掲載情報の充実を図った。特に、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。

また、見直しの基本方針に基づき、平成 23 年 4 月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止したが、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行った。さらに、年間ヒット（アクセス）件数、利用機関登録数及び利用者満足度については、中期計画に定めた目標を達成しており、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施するため、平成 22 年 2 月に制度取扱を変更し、さらに、見直しの基本方針に基づき平成 23 年 12 月に制度取扱を変更した。また、平成 22 年 2 月に導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。さらに、ホームページ、リーフレット等に多重債務者に対する専門相談機関への相談勧奨、相談先を明記するとともに、平成 23 年 12 月の制度取扱い変更にあわせて、借入申込書類にも注意を促すためのごあんないを追加した。

貸付金利の設定にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映するとともに、中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定し、安定的で効率的な業務運営を実施した。

東日本大震災への対応としては、平成 23 年 4 月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、平成 23 年 12 月からの制度取扱変更後の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行った。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

当該業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図った。また、平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、東日本大震災への対応としては、返済相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る元利金の返済猶予等、250 件の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(4) 財務内容の改善等について

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標及び中期計画に基づき適正に実施している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において、一定水準の自己収入を確保した。さらに、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件により円滑な資金調達を行った。

保有資産の見直しについては、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付または国庫納付の手続きを進めていることが認められる。なお、平成24年度以降に国庫納付することとされた保有資産が適切に国庫納付されるよう、当委員会としては、引き続きその取組み状況を注視していくこととする。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用を行い、職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、評価結果を人事及び給与等に反映することにより、士気の高い組織運営を図った。また、人材の育成については、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、福祉・医療分野における専門家等を招いた研修の開催及び専門性の高い職員を育成・確保するための資格取得支援制度の導入・実施により、職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内となり、中期計画に定めた目標を達成した。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期目標及び中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

暫定評価期間の業務実績評価シート

(平成 20 年度～23 年度)

暫定評価期間における評価項目について

区 分	記 載 項 目	頁
第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 1	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1
評価項目 2	2 業務管理（リスク管理）の充実	4
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 3	1 業務・システムの効率化と情報化の推進	6
評価項目 4	2 経費の節減	8
第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
評価項目 5	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	11
評価項目 6	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	15
評価項目 7	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	20
評価項目 8	4 福祉医療経営指導事業	23
評価項目 9	5 社会福祉振興助成事業（平成22年度から事業開始） ※平成20年度及び平成21年度においては次の2つの評価項目で評価実施 ○長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） ○長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）	27
評価項目10	6 退職手当共済事業	33
評価項目11	7 心身障害者扶養保険事業	35
評価項目12	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）	42
評価項目13	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	44
評価項目14	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	47
第4、第5、第6、第7、第8		
評価項目15	第4 予算、収支計画及び資金計画	50
	第5 短期借入金の限度額	51
	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	51
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	52
	第8 剰余金の使途	52
第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
評価項目16	1 職員の人事に関する計画	53
	2 施設及び設備に関する計画	54
	3 積立金の処分に関する事項	54

＜評価項目1：効率的かつ効果的な業務運営体制の整備＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																								
			H20	H21	H22	H23																																									
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p>	<p>【組織のスリム化等】 ○ 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した。</p> <p>＜業務運営体制の整備＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を新設</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>・民間活動応援宣言の具体化に向けて民間活動応援本部を立上げ ・業務の効率化を図るため基金事業部を再編 ・監査業務の強化を図るため監査部門を理事長直属へ再編</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>・理事の削減 ・業務の効率化を図るため年金貸付部及び大阪支店を再編</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>・組織のスリム化を図るため管理部門（総務部・企画指導部・情報システム部）を統合・再編 ・大阪支店の管理部門（総務課）を廃止 ・顧客サポート体制の強化を図るため管理部と経営支援室を統合</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜組織のスリム化＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>理事</th> <th>部長</th> <th>次長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▲4</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▲1</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>▲1</td> <td></td> <td></td> <td>▲2</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td></td> <td>▲2</td> <td>▲1</td> <td>▲2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>▲1</td> <td>▲2</td> <td>▲1</td> <td>▲9</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）独法設立時の平成15年度から23年度までのポストの削減状況 ⇒ 理事▲1名、部長▲4名、次長▲2名、課長▲10名</p>	区分	主な整備内容	平成20年度	・福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を新設	平成21年度	・民間活動応援宣言の具体化に向けて民間活動応援本部を立上げ ・業務の効率化を図るため基金事業部を再編 ・監査業務の強化を図るため監査部門を理事長直属へ再編	平成22年度	・理事の削減 ・業務の効率化を図るため年金貸付部及び大阪支店を再編	平成23年度	・組織のスリム化を図るため管理部門（総務部・企画指導部・情報システム部）を統合・再編 ・大阪支店の管理部門（総務課）を廃止 ・顧客サポート体制の強化を図るため管理部と経営支援室を統合	区分	理事	部長	次長	課長	平成20年度				▲4	平成21年度				▲1	平成22年度	▲1			▲2	平成23年度		▲2	▲1	▲2	合計	▲1	▲2	▲1	▲9	A 4.12	A 4.16	S 5.00	S 4.71	S 4.50
区分	主な整備内容																																														
平成20年度	・福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を新設																																														
平成21年度	・民間活動応援宣言の具体化に向けて民間活動応援本部を立上げ ・業務の効率化を図るため基金事業部を再編 ・監査業務の強化を図るため監査部門を理事長直属へ再編																																														
平成22年度	・理事の削減 ・業務の効率化を図るため年金貸付部及び大阪支店を再編																																														
平成23年度	・組織のスリム化を図るため管理部門（総務部・企画指導部・情報システム部）を統合・再編 ・大阪支店の管理部門（総務課）を廃止 ・顧客サポート体制の強化を図るため管理部と経営支援室を統合																																														
区分	理事	部長	次長	課長																																											
平成20年度				▲4																																											
平成21年度				▲1																																											
平成22年度	▲1			▲2																																											
平成23年度		▲2	▲1	▲2																																											
合計	▲1	▲2	▲1	▲9																																											

＜評価項目1：効率的かつ効果的な業務運営体制の整備＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価															
			H20	H21	H22	H23																
	<p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p>	<p>【経営企画会議・役員連絡会の運営】</p> <p>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断した。また、平成23年度においては、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、月1回開催から月2回開催に見直した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開催回数</th> <th>主な重要案件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>14回</td> <td>・経営理念「民間活動応援宣言」の策定 ・リスク管理債権の発生要因の分析・検証</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>14回</td> <td>・平成21年度補正予算対応の検討 ・民間活動応援本部の活動報告</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>16回</td> <td>・事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討 ・お客さまの声制度の検討・実施</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>23回</td> <td>・東日本大震災の復旧・復興への対応</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経営企画会議において、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効率的かつ効果的な業務運営の実施を図るとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、経営企画会議の資料、理事長所感及び議事録を全職員に発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進した。</p> <p>○ 東日本大震災に迅速かつ的確に対応するため、経営企画会議の他に「役員連絡会」を毎週開催（49回）するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底した。</p>	区分	開催回数	主な重要案件	平成20年度	14回	・経営理念「民間活動応援宣言」の策定 ・リスク管理債権の発生要因の分析・検証	平成21年度	14回	・平成21年度補正予算対応の検討 ・民間活動応援本部の活動報告	平成22年度	16回	・事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討 ・お客さまの声制度の検討・実施	平成23年度	23回	・東日本大震災の復旧・復興への対応					
区分	開催回数	主な重要案件																				
平成20年度	14回	・経営理念「民間活動応援宣言」の策定 ・リスク管理債権の発生要因の分析・検証																				
平成21年度	14回	・平成21年度補正予算対応の検討 ・民間活動応援本部の活動報告																				
平成22年度	16回	・事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討 ・お客さまの声制度の検討・実施																				
平成23年度	23回	・東日本大震災の復旧・復興への対応																				
	<p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>【業務間の連携強化】</p> <p>○ 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、次のとおり、業務間の連携を強化し業務の効率的な運営を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・リスク管理債権発生要因解析作業チームの立上げ ・組織横断的な4つのプロジェクトチームの立上げ</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>・民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する民間活動応援本部の設置</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>・事業間連携強化プロジェクト及び働きがいのある職場づくりプロジェクトの立上げ ・東日本大震災の被災者に対して災害復旧貸付などの特別措置を講ずるとともに特別相談窓口を設置</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>・東日本大震災プロジェクトチームの立上げ ・ガバナンスの更なる高度化に向け、総務企画部内に業務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な取組内容	平成20年度	・リスク管理債権発生要因解析作業チームの立上げ ・組織横断的な4つのプロジェクトチームの立上げ	平成21年度	・民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する民間活動応援本部の設置	平成22年度	・事業間連携強化プロジェクト及び働きがいのある職場づくりプロジェクトの立上げ ・東日本大震災の被災者に対して災害復旧貸付などの特別措置を講ずるとともに特別相談窓口を設置	平成23年度	・東日本大震災プロジェクトチームの立上げ ・ガバナンスの更なる高度化に向け、総務企画部内に業務										
区分	主な取組内容																					
平成20年度	・リスク管理債権発生要因解析作業チームの立上げ ・組織横断的な4つのプロジェクトチームの立上げ																					
平成21年度	・民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する民間活動応援本部の設置																					
平成22年度	・事業間連携強化プロジェクト及び働きがいのある職場づくりプロジェクトの立上げ ・東日本大震災の被災者に対して災害復旧貸付などの特別措置を講ずるとともに特別相談窓口を設置																					
平成23年度	・東日本大震災プロジェクトチームの立上げ ・ガバナンスの更なる高度化に向け、総務企画部内に業務																					

≪評価項目1：効率的かつ効果的な業務運営体制の整備≫

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
		<p>管理課を新設するとともに、金融庁検査の導入を踏まえ、各部横断的に対応することを目的として、金融庁検査準備室の設置を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二つのプロジェクトチームによる提案・提言の実現に向けた検討 ・福祉貸付部、医療貸付部及び顧客業務部合同による被災地融資相談会を実施 <p>【民間活動応援宣言の具体化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年4月に民間活動応援宣言の具体化に向けて「民間活動応援本部」を設置し、さらにその下部組織として、平成23年1月に福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を目指すための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るための検討を実施し、各プロジェクトチームから提案・提言された取組みについて、実現に向けて検討した。 <p>【東日本大震災への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年8月に理事長の指示に基づき、関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、他の関係機関の動向把握や「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への対応等について検討を実施した。 ○ 東日本大震災に係る特別措置等について、機構のホームページで周知するとともに、各事業部門ごとに専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 <p>≪各事業部門における主な特別措置≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業 <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興のために必要な資金の優遇措置の実施 ・既往貸付先の返済猶予等の実施 ・現地相談会等の実施 ○ 社会福祉振興助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地支援に重点を置いた第2次募集 ○ 退職手当共済事業及び心身障害者扶養保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・掛金及び保険料の納付期限の延長 ○ 年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務 <ul style="list-style-type: none"> ・返済猶予及び返済方法の変更措置の実施 ○ 福祉保健医療情報サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地において必要な支援ニーズ等の情報提供 ○ 福祉貸付部、医療貸付部及び顧客業務部が合同で被災地において災害復旧資金の融資及び既往貸付金の返済相談等の融資相談会を実施した。 					

《評価項目2：業務管理（リスク管理）の充実》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価								
			H20	H21	H22	H23									
<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p>【品質マネジメントシステムの運用等】 ○ QMSに基づき、定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進した。 また、平成23年度に監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査とQMS内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施した。 ○ 平成23年4月にISO9001の認証の有効期限が到来することに伴い、審査登録機関による更新審査を平成23年2月に受審し、同年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新した。 【ガバナンス態勢の強化】 ○ 内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員提案箱の設置及び内部通報制度の策定など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク・危機管理基本方針を策定（10月） ・リスク管理委員会を設置（10月） ・リスク対応計画を策定（3月） </td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程を制定（4月） ・コンプライアンス委員会を設置（4月） ・職員意見箱の運用開始（6月） ・お客さまの声制度（7月） ・内部通報制度を策定（12月） ・事業継続計画を策定（2月） </td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応計画の自己評価を実施（11月） ・事業継続計画の見直しを実施（11月） ・改善アイデア提案制度と職員意見箱制度を統合し、意見提案箱を設置（1月） </td> </tr> </tbody> </table> <p>【業務改善活動の活性化】 ○ 平成19年度に創設した改善アイデア提案制度と平成22年6月に運用を開始した職員意見箱を統合し、意見提案箱を設置することにより、職員からの意見・提案がより経営陣に届く仕組みに変更した。</p>	区分	取組内容	平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・危機管理基本方針を策定（10月） ・リスク管理委員会を設置（10月） ・リスク対応計画を策定（3月） 	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程を制定（4月） ・コンプライアンス委員会を設置（4月） ・職員意見箱の運用開始（6月） ・お客さまの声制度（7月） ・内部通報制度を策定（12月） ・事業継続計画を策定（2月） 	平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応計画の自己評価を実施（11月） ・事業継続計画の見直しを実施（11月） ・改善アイデア提案制度と職員意見箱制度を統合し、意見提案箱を設置（1月） 	A 4.00	A 3.83	S 4.50	A 4.42	A 4.19
区分	取組内容														
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・危機管理基本方針を策定（10月） ・リスク管理委員会を設置（10月） ・リスク対応計画を策定（3月） 														
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程を制定（4月） ・コンプライアンス委員会を設置（4月） ・職員意見箱の運用開始（6月） ・お客さまの声制度（7月） ・内部通報制度を策定（12月） ・事業継続計画を策定（2月） 														
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応計画の自己評価を実施（11月） ・事業継続計画の見直しを実施（11月） ・改善アイデア提案制度と職員意見箱制度を統合し、意見提案箱を設置（1月） 														

《評価項目2：業務管理（リスク管理）の充実》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価										
			H20	H21	H22	H23											
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営企画会議において、各事業の主要指標数値に基づく業務進捗状況の報告を実施するとともに、業務上の課題への対応状況等についてマネジメントレビューを行い、目標達成に向けた業務管理を徹底した。 ○ 「事業間連携強化プロジェクト」及び「働きがいのある職場づくりプロジェクト」から、役員及び幹部職員に対して提案・提言を行った。 															
	<p>(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。</p>	<p>【ALMシステムの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度の決算データに基づき、ALM分析（マチュリティラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施し、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）を把握し、将来の金利変動リスクによる財務への影響を確認した。 ○ ALMシステムを活用し、各年度の予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせシナリオ分析や多数の金利シナリオを用いてEaR分析を行い、金利収支差の将来推移を分析した。 															
	<p>(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護の取組みについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、その徹底を図るとともに、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ対策に関する各種規程に基づき、その対策の充実を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護及び情報セキュリティに関する職員の意識、行動等のアンケート調査を実施 ・個人情報管理作業チームを設け、各部における個人情報の保有状況等について調査を実施 ・情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを実施 </td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルを策定 ・情報セキュリティに関する職員研修を実施 ・個人情報保護に関する自己点検調査の実施 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 </td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルを見直し ・個人情報保護方針を策定 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 ・全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施 </td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルに関する研修（e-ラーニング形式）を実施 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 ・幹部職員向け情報セキュリティ研修及び全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	取組内容	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護及び情報セキュリティに関する職員の意識、行動等のアンケート調査を実施 ・個人情報管理作業チームを設け、各部における個人情報の保有状況等について調査を実施 ・情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを実施 	平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルを策定 ・情報セキュリティに関する職員研修を実施 ・個人情報保護に関する自己点検調査の実施 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルを見直し ・個人情報保護方針を策定 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 ・全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施 	平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルに関する研修（e-ラーニング形式）を実施 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 ・幹部職員向け情報セキュリティ研修及び全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施 					
区分	取組内容																
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護及び情報セキュリティに関する職員の意識、行動等のアンケート調査を実施 ・個人情報管理作業チームを設け、各部における個人情報の保有状況等について調査を実施 ・情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを実施 																
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルを策定 ・情報セキュリティに関する職員研修を実施 ・個人情報保護に関する自己点検調査の実施 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 																
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルを見直し ・個人情報保護方針を策定 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 ・全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施 																
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マニュアルに関する研修（e-ラーニング形式）を実施 ・情報セキュリティポリシー自己点検を実施 ・幹部職員向け情報セキュリティ研修及び全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施 																

《評価項目3：業務・システムの効率化と情報化の推進》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>						
<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p>	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p>	<p>【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】 ○ 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図った。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 ○ 福祉保健医療情報サービス事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成23年7月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。</p>	A 3.62	A 3.83	A 4.00	A 3.71	A 3.79
<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>	<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。</p>	<p>【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】 ○ 業務・システムの最適化計画の対象以外のシステムについても、継続的な改善を実施し、機構の業務を効率的かつ安定的に支援した。 ・ 経営分析参考指標策定システム（福祉医療経営指導事業） ・ 退職手当共済電子届出システム（退職手当共済事業） ・ 法人文書ファイル管理システム（管理部門関係）など</p>					
<p>（3）情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。</p>	<p>（3）情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成</p>	<p>【情報化推進体制の強化等】 ○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情報化推進計画等を策定し、情報システムの運用管理体制の向上を図った。 ○ 情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、教育訓練</p>					

《評価項目3：業務・システムの効率化と情報化の推進》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価															
			H20	H21	H22	H23																
	を図る。	<p>手順書に基づき、外部研修を受講するとともに、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>外部研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>22回</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>19回</td> </tr> </tbody> </table>	区分	外部研修	平成20年度	32回	平成21年度	22回	平成22年度	20回	平成23年度	19回										
区分	外部研修																					
平成20年度	32回																					
平成21年度	22回																					
平成22年度	20回																					
平成23年度	19回																					
	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。</p>	<p>【職員研修の実施】</p> <p>○ 機構職員のITスキルの向上を図るため、情報化推進計画に基づき、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を計画的に実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開催回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>39回</td> <td>329人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>33回</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>28回</td> <td>154人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>22回</td> <td>141人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開催回数	参加者数	平成20年度	39回	329人	平成21年度	33回	240人	平成22年度	28回	154人	平成23年度	22回	141人					
区分	開催回数	参加者数																				
平成20年度	39回	329人																				
平成21年度	33回	240人																				
平成22年度	28回	154人																				
平成23年度	22回	141人																				

＜評価項目4：経費の節減＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																									
			H20	H21	H22	H23																																										
<p>2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p>【業務の外部委託の活用】 ○ 福祉医療貸付事業の貸付先から提出される事業報告書の決算データ等の入力作業において、外部委託（アウトソーシング）を活用し、業務の効率化を図った。</p>																																														
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</p>	<p>【随意契約の適正化】 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表し、同計画に基づき、適切に随意契約の適正化を推進し、より一層の競争性、透明性の確保を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">競争性のある契約</th> <th colspan="2">競争性のない随意契約</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>56件</td> <td>21.1億円</td> <td>22件</td> <td>24.8億円</td> <td>78件</td> <td>46.0億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>58件</td> <td>37.6億円</td> <td>4件</td> <td>0.2億円</td> <td>62件</td> <td>37.9億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>42件</td> <td>11.7億円</td> <td>7件</td> <td>4.5億円</td> <td>49件</td> <td>16.2億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>44件</td> <td>7.8億円</td> <td>6件</td> <td>0.5億円</td> <td>50件</td> <td>8.4億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>○ なお、平成23年度末において、競争性のない随意契約が6件となり、「随意契約等見直し計画」における目標（6件）を達成することができた。</p> <p>○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</p> <p>○ 監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、同委員会の点検を受け、改善状況をフォローアップし公表した。</p>	区分	競争性のある契約		競争性のない随意契約		合計		件数	金額	件数	金額	件数	金額	平成20年度	56件	21.1億円	22件	24.8億円	78件	46.0億円	平成21年度	58件	37.6億円	4件	0.2億円	62件	37.9億円	平成22年度	42件	11.7億円	7件	4.5億円	49件	16.2億円	平成23年度	44件	7.8億円	6件	0.5億円	50件	8.4億円	A 3.87	A 3.83	A 4.00	A 3.85	A 3.89
区分	競争性のある契約			競争性のない随意契約		合計																																										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																										
平成20年度	56件	21.1億円	22件	24.8億円	78件	46.0億円																																										
平成21年度	58件	37.6億円	4件	0.2億円	62件	37.9億円																																										
平成22年度	42件	11.7億円	7件	4.5億円	49件	16.2億円																																										
平成23年度	44件	7.8億円	6件	0.5億円	50件	8.4億円																																										
<p>(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並</p>	<p>(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。</p>	<p>【業務方法の改善等による事務効率化】 ○ 業務の効率化及び経費の節減の観点から、会議資料のペーパーレス化、リーフレット等の発行の見直しを行うとともに、郵便料金、電気使用料、印刷費及び外部倉庫費用の実情を把握したうえで、各費用の節減などに取組み、コストの節減を図った。</p>																																														

《評価項目4：経費の節減》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																													
			H20	H21	H22	H23																														
<p>びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p>	<p>(4)一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p>	<p>【一般管理費等の節減】</p> <p>○ 一般管理費等の節減については、中期目標期間の最終事業年度となる平成24年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減するという目標に対して、次のとおり目標を上回る節減を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績</th> <th>対平成19年度予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5,768百万円</td> <td>▲8.7%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5,534百万円</td> <td>▲12.4%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,936百万円</td> <td>▲21.9%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>4,850百万円</td> <td>▲23.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【人件費の削減】</p> <p>○ 人件費の削減については、業務の効率化等により常勤職員数を抑制した結果、中期計画における人件費削減目標（6%）を上回る人件費削減を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績</th> <th>対平成17年度実績比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2,076百万円</td> <td>▲14.6%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,097百万円</td> <td>▲11.4%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,022百万円</td> <td>▲13.0%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,980百万円</td> <td>▲14.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【給与水準の検証結果】</p> <p>○ 毎年度、機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。</p>	区分	実績	対平成19年度予算比	平成20年度	5,768百万円	▲8.7%	平成21年度	5,534百万円	▲12.4%	平成22年度	4,936百万円	▲21.9%	平成23年度	4,850百万円	▲23.2%	区分	実績	対平成17年度実績比	平成20年度	2,076百万円	▲14.6%	平成21年度	2,097百万円	▲11.4%	平成22年度	2,022百万円	▲13.0%	平成23年度	1,980百万円	▲14.5%				
区分	実績	対平成19年度予算比																																		
平成20年度	5,768百万円	▲8.7%																																		
平成21年度	5,534百万円	▲12.4%																																		
平成22年度	4,936百万円	▲21.9%																																		
平成23年度	4,850百万円	▲23.2%																																		
区分	実績	対平成17年度実績比																																		
平成20年度	2,076百万円	▲14.6%																																		
平成21年度	2,097百万円	▲11.4%																																		
平成22年度	2,022百万円	▲13.0%																																		
平成23年度	1,980百万円	▲14.5%																																		

《評価項目4：経費の節減》

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価 期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
<p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>						

＜評価項目5：福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																							
			H20	H21	H22	H23																																								
<p>第4 業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。（実績）</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度～23年度</th> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>615,268,400千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>592,839,700千円</td> </tr> </table>	区 分	平成20年度～23年度	貸付契約額	615,268,400千円	資金交付額	592,839,700千円	A 3.87	A 4.00	S 4.66	S 4.57	A 4.28																																	
区 分	平成20年度～23年度																																													
貸付契約額	615,268,400千円																																													
資金交付額	592,839,700千円																																													
<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。（実績）</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度～23年度</th> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>615,268,400千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>592,839,700千円</td> </tr> </table>	区 分	平成20年度～23年度	貸付契約額	615,268,400千円	資金交付額	592,839,700千円																																						
区 分	平成20年度～23年度																																													
貸付契約額	615,268,400千円																																													
資金交付額	592,839,700千円																																													
<p>(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>	<p>【福祉貸付事業の実績】</p> <p>○ 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等に対して優先的に融資を実施した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：件、百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">平成20年度～23年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>1,889</td> <td>44.3%</td> <td>582,951</td> <td>78.8%</td> </tr> <tr> <td>うち特別養護老人ホーム</td> <td>1,421</td> <td>33.3%</td> <td>528,300</td> <td>71.4%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>1,635</td> <td>38.3%</td> <td>108,560</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>うち保育所</td> <td>1,494</td> <td>35.0%</td> <td>93,830</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>627</td> <td>14.7%</td> <td>40,040</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>115</td> <td>2.7%</td> <td>8,513</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,266</td> <td>100.0%</td> <td>740,064</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営資金を含んでいる。（142件2,415百万円） ※ 東日本大震災に係る災害復旧資金を含んでいる。（108件7,617百万円）</p>	施設の種類	平成20年度～23年度				件数	割合	金額	割合	老人福祉関係施設	1,889	44.3%	582,951	78.8%	うち特別養護老人ホーム	1,421	33.3%	528,300	71.4%	児童福祉関係施設	1,635	38.3%	108,560	14.7%	うち保育所	1,494	35.0%	93,830	12.7%	障害者福祉関係施設	627	14.7%	40,040	5.4%	その他	115	2.7%	8,513	1.1%	合 計	4,266	100.0%	740,064	100.0%
施設の種類	平成20年度～23年度																																													
	件数	割合	金額	割合																																										
老人福祉関係施設	1,889	44.3%	582,951	78.8%																																										
うち特別養護老人ホーム	1,421	33.3%	528,300	71.4%																																										
児童福祉関係施設	1,635	38.3%	108,560	14.7%																																										
うち保育所	1,494	35.0%	93,830	12.7%																																										
障害者福祉関係施設	627	14.7%	40,040	5.4%																																										
その他	115	2.7%	8,513	1.1%																																										
合 計	4,266	100.0%	740,064	100.0%																																										
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度</p>	<p>【福祉貸付事業に係る政策適合性】</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保</p>																																												

＜評価項目5：福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																							
			H20	H21	H22	H23																																								
改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	<p>育所等の整備、障害者の就労支援等に係る資金の融資について、次のとおり優遇措置等を講じ、円滑な施設整備を推進した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・療養病床の転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・障害者就労支援事業に対する貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ ・消防法施行令等の改正に伴う障害者グループホームの改修事業に対する貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>・保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ ・介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ・社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ・スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>・ユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長 ・社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除制度の導入</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの償還期間の延長 ・木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品への融資率の優遇</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 政府が打ち出した「経済危機対策」（平成21年4月10日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、優遇措置（融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなど）を講じた融資を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>161件</td> <td>57,386百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>555件</td> <td>189,110百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>550件</td> <td>189,218百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,266件</td> <td>435,714百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ さらに、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対し、優遇措置（融資率の引上げ）を講じた融資を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>279件</td> <td>18,109百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>542件</td> <td>33,246百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>483件</td> <td>31,262百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,304件</td> <td>82,617百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な優遇措置の内容	平成20年度	・療養病床の転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・障害者就労支援事業に対する貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ ・消防法施行令等の改正に伴う障害者グループホームの改修事業に対する貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加	平成21年度	・保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ ・介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ・社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ・スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ	平成22年度	・ユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長 ・社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除制度の導入	平成23年度	・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの償還期間の延長 ・木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品への融資率の優遇	区分	件数	金額	平成21年度	161件	57,386百万円	平成22年度	555件	189,110百万円	平成23年度	550件	189,218百万円	合計	1,266件	435,714百万円	区分	件数	金額	平成21年度	279件	18,109百万円	平成22年度	542件	33,246百万円	平成23年度	483件	31,262百万円	合計	1,304件	82,617百万円				
区分	主な優遇措置の内容																																													
平成20年度	・療養病床の転換事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・障害者就労支援事業に対する貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ ・消防法施行令等の改正に伴う障害者グループホームの改修事業に対する貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加																																													
平成21年度	・保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ ・介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ・社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ ・スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ																																													
平成22年度	・ユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長 ・社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除制度の導入																																													
平成23年度	・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの償還期間の延長 ・木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品への融資率の優遇																																													
区分	件数	金額																																												
平成21年度	161件	57,386百万円																																												
平成22年度	555件	189,110百万円																																												
平成23年度	550件	189,218百万円																																												
合計	1,266件	435,714百万円																																												
区分	件数	金額																																												
平成21年度	279件	18,109百万円																																												
平成22年度	542件	33,246百万円																																												
平成23年度	483件	31,262百万円																																												
合計	1,304件	82,617百万円																																												

《評価項目5：福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																																				
			H20	H21	H22	H23																																																																					
		<p>【東日本大震災への対応】</p> <p>○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>○ 国における平成23年度補正予算の成立に伴い、次のとおり貸付条件の優遇措置の拡充を図り、被災された社会福祉施設等の支援を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1次補正予算</td> <td>貸付利率の一定期間の無利子化（設置・整備資金は全期間無利子）、融資率100%の適用</td> </tr> <tr> <td>第2次補正予算</td> <td>償還期間・据置期間の延長、経営資金の無担保貸付額の拡充</td> </tr> <tr> <td>第3次補正予算</td> <td>設置・整備資金の無担保貸付額の拡充、復興資金の創設</td> </tr> </table> <p>○ 被災状況を把握するため、被災地での現状調査及び被災された社会福祉施設等の開設者へのヒアリングを実施するとともに、各都道府県市の実務担当者を対象とした行政担当者説明会において、被災した地方自治体との意見交換会を実施した。</p> <p>また、被災法人等を所管する地方自治体及び全国社会福祉施設経営者協議会との連携をはじめ、全国老人福祉施設協議会等の中央団体との意見交換等を踏まえ現地相談会等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地での現地相談会10回（個別相談137件） 被災県の福祉関係者等との意見交換会（個別相談含む）12回 <p>《東日本大震災に係る災害復旧資金》（再掲）（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">設置・整備資金</th> <th colspan="2">経営資金</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>47</td> <td>5,384</td> <td>19</td> <td>648</td> <td>66</td> <td>6,032</td> </tr> <tr> <td>うち 特別養護老人ホーム</td> <td>29</td> <td>4,976</td> <td>7</td> <td>327</td> <td>36</td> <td>5,303</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>8</td> <td>298</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>うち 保育所</td> <td>8</td> <td>298</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>11</td> <td>404</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>645</td> <td>13</td> <td>201</td> <td>21</td> <td>846</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74</td> <td>6,731</td> <td>34</td> <td>886</td> <td>108</td> <td>7,617</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、主たる施設をもって1件と計上している。</p>	第1次補正予算	貸付利率の一定期間の無利子化（設置・整備資金は全期間無利子）、融資率100%の適用	第2次補正予算	償還期間・据置期間の延長、経営資金の無担保貸付額の拡充	第3次補正予算	設置・整備資金の無担保貸付額の拡充、復興資金の創設	施設の種類	設置・整備資金		経営資金		合計		件数	金額	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	47	5,384	19	648	66	6,032	うち 特別養護老人ホーム	29	4,976	7	327	36	5,303	児童福祉関係施設	8	298	1	30	9	328	うち 保育所	8	298	1	30	9	328	障害者福祉関係施設	11	404	1	7	12	411	その他	8	645	13	201	21	846	計	74	6,731	34	886	108	7,617					
第1次補正予算	貸付利率の一定期間の無利子化（設置・整備資金は全期間無利子）、融資率100%の適用																																																																										
第2次補正予算	償還期間・据置期間の延長、経営資金の無担保貸付額の拡充																																																																										
第3次補正予算	設置・整備資金の無担保貸付額の拡充、復興資金の創設																																																																										
施設の種類	設置・整備資金		経営資金		合計																																																																						
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																					
老人福祉関係施設	47	5,384	19	648	66	6,032																																																																					
うち 特別養護老人ホーム	29	4,976	7	327	36	5,303																																																																					
児童福祉関係施設	8	298	1	30	9	328																																																																					
うち 保育所	8	298	1	30	9	328																																																																					
障害者福祉関係施設	11	404	1	7	12	411																																																																					
その他	8	645	13	201	21	846																																																																					
計	74	6,731	34	886	108	7,617																																																																					

＜評価項目5：福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価														
			H20	H21	H22	H23															
<p>(3)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3)利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p>	<p>【利用者サービスの向上】 ○ 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会を実施し、速やかに安定的な事業の実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うことにより、利用者サービスの向上を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・保育所の借入申込書類の大幅な減量化や事務の迅速化</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>・事業計画の早期段階からの融資相談を実施 ・融資のポイント（ガイドライン）を作成</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>・ユニット型特別養護老人ホームの実態調査結果を公開 ・社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除制度の導入</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>・ユニット型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム及び小規模多機能型事業所の実態調査結果を公表 ・借入申込書類について従来比30%以上の簡素化を実現</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な取組内容	平成20年度	・保育所の借入申込書類の大幅な減量化や事務の迅速化	平成21年度	・事業計画の早期段階からの融資相談を実施 ・融資のポイント（ガイドライン）を作成	平成22年度	・ユニット型特別養護老人ホームの実態調査結果を公開 ・社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除制度の導入	平成23年度	・ユニット型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム及び小規模多機能型事業所の実態調査結果を公表 ・借入申込書類について従来比30%以上の簡素化を実現									
区分	主な取組内容																				
平成20年度	・保育所の借入申込書類の大幅な減量化や事務の迅速化																				
平成21年度	・事業計画の早期段階からの融資相談を実施 ・融資のポイント（ガイドライン）を作成																				
平成22年度	・ユニット型特別養護老人ホームの実態調査結果を公開 ・社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除制度の導入																				
平成23年度	・ユニット型特別養護老人ホーム、認知症グループホーム及び小規模多機能型事業所の実態調査結果を公表 ・借入申込書類について従来比30%以上の簡素化を実現																				
<p>(4)民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。</p>	<p>(4)協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>【協調融資制度の充実】 ○ 平成20年度から協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するとともに、協調融資制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関へ協調融資制度の案内を行うなど、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>覚書締結金融機関数</th> <th>(参考) 協調融資制度の利用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>244機関</td> <td>163件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>255機関</td> <td>122件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>276機関</td> <td>273件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>295機関</td> <td>261件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	覚書締結金融機関数	(参考) 協調融資制度の利用件数	平成20年度	244機関	163件	平成21年度	255機関	122件	平成22年度	276機関	273件	平成23年度	295機関	261件				
区分	覚書締結金融機関数	(参考) 協調融資制度の利用件数																			
平成20年度	244機関	163件																			
平成21年度	255機関	122件																			
平成22年度	276機関	273件																			
平成23年度	295機関	261件																			
<p>(5)審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(5)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】 ○ 審査業務に係る処理期間（特殊異例な案件を除く。）については、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="3">75日以内</td> <td>35日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>38日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>34日</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>30日以内</td> <td>28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 資金交付業務に係る処理期間（請求内容の不備が著しいもの等を除く。）については、資金交付した6,143件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。</p>	区分	中期計画	実績	平成20年度	75日以内	35日	平成21年度	38日	平成22年度	34日	平成23年度	30日以内	28日						
区分	中期計画	実績																			
平成20年度	75日以内	35日																			
平成21年度		38日																			
平成22年度		34日																			
平成23年度	30日以内	28日																			

＜評価項目6：福祉医療貸付事業（医療貸付事業）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																		
			H20	H21	H22	H23																																			
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。（実績）</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度～23年度</th> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>417,592,100千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>408,549,175千円</td> </tr> </table>	区 分	平成20年度～23年度	貸付契約額	417,592,100千円	資金交付額	408,549,175千円																																	
区 分	平成20年度～23年度																																								
貸付契約額	417,592,100千円																																								
資金交付額	408,549,175千円																																								
<p>（1）国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。</p>	<p>（1）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。</p>	<p>【医療貸付事業の実績】 ○ 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等に対して優先的に融資を実施した。 （単位：件、百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">平成20年度～23年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>672</td> <td>30.7%</td> <td>468,106</td> <td>78.6%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>1,208</td> <td>55.3%</td> <td>28,867</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>284</td> <td>13.0%</td> <td>97,162</td> <td>16.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>22</td> <td>1.0%</td> <td>1,152</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,186</td> <td>100.0%</td> <td>595,287</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 金融環境変化に伴う経営安定化資金及び出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金を含んでいる。（1,030件 68,189百万円） ※ 東日本大震災等に係る災害復旧資金を含んでいる。（413件21,271百万円）</p>	施設の種類	平成20年度～23年度				件数	割合	金額	割合	病院	672	30.7%	468,106	78.6%	診療所	1,208	55.3%	28,867	4.9%	介護老人保健施設	284	13.0%	97,162	16.3%	その他	22	1.0%	1,152	0.2%	合計	2,186	100.0%	595,287	100.0%	A 3.75	S 4.50	S 4.66	S 4.57	A 4.37
施設の種類	平成20年度～23年度																																								
	件数	割合	金額	割合																																					
病院	672	30.7%	468,106	78.6%																																					
診療所	1,208	55.3%	28,867	4.9%																																					
介護老人保健施設	284	13.0%	97,162	16.3%																																					
その他	22	1.0%	1,152	0.2%																																					
合計	2,186	100.0%	595,287	100.0%																																					
<p>（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p>	<p>（2）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進め</p>	<p>【医療貸付事業に係る政策適合性】 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金やセーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金について、次のとおり優遇措置等を講じ、病院等に対する円滑な施設整備の推進及び安定的な経営を支援した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・療養病床を転換する病院等に対する療養病床転換支援資金融資制度を創設 ・アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主な優遇措置の内容	平成20年度	・療養病床を転換する病院等に対する療養病床転換支援資金融資制度を創設 ・アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ																																			
区 分	主な優遇措置の内容																																								
平成20年度	・療養病床を転換する病院等に対する療養病床転換支援資金融資制度を創設 ・アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ																																								

＜評価項目6：福祉医療貸付事業（医療貸付事業）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告				事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																															
						H20	H21	H22	H23																																
	る。	<p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の経営安定化資金に対する貸付限度額及び償還期間の拡充 ・地域医療再生計画に基づく整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・耐震化整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・社会保険病院等の譲渡に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ ・出産育児一時金等の制度見直しに係る経営安定化資金に対する貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院に対する貸付限度額の引上げ及び据置期間の延長 ・オンコスト方式の導入による保証人免除制度の創設 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院及び介護老人保健施設に対する償還期間及び据置期間の延長 ・社会医療法人に係る融資対象、貸付限度額の見直し及び融資率の引上げ ・地球温暖化対策施設整備等に対する融資率の引上げ ・病院の高額な医療機器に対する融資制度の創設 																																							
		<p>○ 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院に対し、優遇措置（貸付限度額の引上げ、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ）を講じた融資を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>18件</td> <td>26,091百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>94件</td> <td>137,405百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>62件</td> <td>113,949百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>174件</td> <td>277,445百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 政府が打ち出した「経済危機対策」の一環として、経済情勢の急激な悪化により一時的に資金不足が生じている医療機関等に対し、優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金の融資を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>151件</td> <td>5,439百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>505件</td> <td>40,442百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>101件</td> <td>12,336百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>53件</td> <td>4,459百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>810件</td> <td>62,676百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的</p>	区分	件数	金額	平成21年度	18件	26,091百万円	平成22年度	94件	137,405百万円	平成23年度	62件	113,949百万円	合計	174件	277,445百万円	区分	件数	金額	平成20年度	151件	5,439百万円	平成21年度	505件	40,442百万円	平成22年度	101件	12,336百万円	平成23年度	53件	4,459百万円	合計	810件	62,676百万円						
区分	件数	金額																																							
平成21年度	18件	26,091百万円																																							
平成22年度	94件	137,405百万円																																							
平成23年度	62件	113,949百万円																																							
合計	174件	277,445百万円																																							
区分	件数	金額																																							
平成20年度	151件	5,439百万円																																							
平成21年度	505件	40,442百万円																																							
平成22年度	101件	12,336百万円																																							
平成23年度	53件	4,459百万円																																							
合計	810件	62,676百万円																																							

＜評価項目6：福祉医療貸付事業（医療貸付事業）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																						
			H20	H21	H22	H23																																																							
		<p>な資金不足となる産科医療機関等に対し、優遇措置（貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等）を講じた経営安定化資金の融資を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>166件</td> <td>4,247百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>48件</td> <td>1,053百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>3件</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>217件</td> <td>5,333百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 介護基盤の緊急整備にかかる補助対象となった介護老人保健施設に対し、優遇措置（融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ）を講じた融資を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5件</td> <td>1,591百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>22件</td> <td>11,869百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>21件</td> <td>8,869百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48件</td> <td>22,329百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 療養病床の再編を支援するため、療養病床から介護老人保健施設等への転換を図る病院等に対し、優遇措置（融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ）を講じた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>8件</td> <td>2,676百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>13件</td> <td>5,200百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>6件</td> <td>2,144百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>6件</td> <td>2,029百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33件</td> <td>12,049百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【東日本大震災への対応】</p> <p>○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>○ 国における平成23年度補正予算の成立に伴い、次のとおり貸付条件の優遇措置の拡充を図り、被災された医療関係施設等の支援を実施した。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1次補正予算</td> <td>貸付利率の一定期間の無利子化や融資率100%の適用</td> </tr> <tr> <td>第2次補正予算</td> <td>償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等</td> </tr> <tr> <td>第3次補正予算</td> <td>全国を対象とした病院の耐震化整備及び自家発電設備等整備に係る優遇措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数	金額	平成21年度	166件	4,247百万円	平成22年度	48件	1,053百万円	平成23年度	3件	33百万円	合計	217件	5,333百万円	区分	件数	金額	平成21年度	5件	1,591百万円	平成22年度	22件	11,869百万円	平成23年度	21件	8,869百万円	合計	48件	22,329百万円	区分	件数	金額	平成20年度	8件	2,676百万円	平成21年度	13件	5,200百万円	平成22年度	6件	2,144百万円	平成23年度	6件	2,029百万円	合計	33件	12,049百万円	第1次補正予算	貸付利率の一定期間の無利子化や融資率100%の適用	第2次補正予算	償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等	第3次補正予算	全国を対象とした病院の耐震化整備及び自家発電設備等整備に係る優遇措置					
区分	件数	金額																																																											
平成21年度	166件	4,247百万円																																																											
平成22年度	48件	1,053百万円																																																											
平成23年度	3件	33百万円																																																											
合計	217件	5,333百万円																																																											
区分	件数	金額																																																											
平成21年度	5件	1,591百万円																																																											
平成22年度	22件	11,869百万円																																																											
平成23年度	21件	8,869百万円																																																											
合計	48件	22,329百万円																																																											
区分	件数	金額																																																											
平成20年度	8件	2,676百万円																																																											
平成21年度	13件	5,200百万円																																																											
平成22年度	6件	2,144百万円																																																											
平成23年度	6件	2,029百万円																																																											
合計	33件	12,049百万円																																																											
第1次補正予算	貸付利率の一定期間の無利子化や融資率100%の適用																																																												
第2次補正予算	償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等																																																												
第3次補正予算	全国を対象とした病院の耐震化整備及び自家発電設備等整備に係る優遇措置																																																												

《評価項目6：福祉医療貸付事業（医療貸付事業）》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																			
			H20	H21	H22	H23																				
		<p>○ 被災状況を把握するため、被災地での現状調査及び被災された医療関係施設等の開設者へのヒアリングを実施した。</p> <p>また、都道府県や日本医師会等と連携を図り、現地相談会を開催するとともに、四病院団体協議会と意見交換等を行った。（被災地での現地相談会：7か所（9回、95件）、被災地への訪問相談2か所、関係団体との意見交換：26回）</p> <p>《東日本大震災に係る災害復旧資金》（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">平成23年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>45</td> <td>12,151</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>324</td> <td>7,199</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>33</td> <td>1,795</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>412</td> <td>21,266</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p>	施設の種類	平成23年度		件数	金額	病院	45	12,151	診療所	324	7,199	介護老人保健施設	33	1,795	その他	10	121	計	412	21,266				
施設の種類	平成23年度																									
	件数	金額																								
病院	45	12,151																								
診療所	324	7,199																								
介護老人保健施設	33	1,795																								
その他	10	121																								
計	412	21,266																								
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p>	<p>【利用者サービスの向上】</p> <p>○ 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、早期段階にて医療施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を実施することにより、利用者サービスの向上を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・療養病床転換に係る病院関係者向けの会議等を開催 ・医療関係団体等が開催する説明会にて融資相談を実施</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>・利用者の視点に立った融資のご案内（パンフレット）に改正</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>・事業計画中の者に対し直接に出向き、意見交換や設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを実施</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>・借入申込書類について従来比5%以上の簡素化を実現 ・東日本大震災の被災地において、現地相談会の開催及び訪問相談を実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な取組内容	平成20年度	・療養病床転換に係る病院関係者向けの会議等を開催 ・医療関係団体等が開催する説明会にて融資相談を実施	平成21年度	・利用者の視点に立った融資のご案内（パンフレット）に改正	平成22年度	・事業計画中の者に対し直接に出向き、意見交換や設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを実施	平成23年度	・借入申込書類について従来比5%以上の簡素化を実現 ・東日本大震災の被災地において、現地相談会の開催及び訪問相談を実施														
区分	主な取組内容																									
平成20年度	・療養病床転換に係る病院関係者向けの会議等を開催 ・医療関係団体等が開催する説明会にて融資相談を実施																									
平成21年度	・利用者の視点に立った融資のご案内（パンフレット）に改正																									
平成22年度	・事業計画中の者に対し直接に出向き、意見交換や設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを実施																									
平成23年度	・借入申込書類について従来比5%以上の簡素化を実現 ・東日本大震災の被災地において、現地相談会の開催及び訪問相談を実施																									
<p>(4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請</p>	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】</p> <p>○ 審査業務に係る処理期間（特殊異例な案件を除く。）については、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="3">45日以内</td> <td>38日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>33日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>22日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成20年度	45日以内	38日	平成21年度	33日	平成22年度	22日														
区分	中期計画	実績																								
平成20年度	45日以内	38日																								
平成21年度		33日																								
平成22年度		22日																								

《評価項目6：福祉医療貸付事業（医療貸付事業）》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告			事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
					H20	H21	H22	H23	
	求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。	平成23年度	30日以内	21日					
		○ 資金交付業務に係る処理期間（請求内容の不備が著しいもの等を除く。）については、資金交付した2,894件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。							

＜評価項目7：福祉医療貸付事業（債権管理）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																								
			H20	H21	H22	H23																																									
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化 ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化 ① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。</p>	<p>【新規融資額の縮減】 ○ 福祉医療貸付事業における新規融資額については、政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績（4,026億円）と比べて20%程度縮減すること（3,220億円）とされており、暫定評価期間中における新規融資額については次のとおりとなった。 なお、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る利用者ニーズが増大しており、特に平成23年度においては、大幅に資金需要が増加したことから、平成23年度の新規融資額は3,657億円となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>福祉貸付</th> <th>医療貸付</th> <th>合計</th> <th>対17実績比削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,033億円</td> <td>542億円</td> <td>1,576億円</td> <td>▲60.9%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>986億円</td> <td>860億円</td> <td>1,846億円</td> <td>▲54.1%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,686億円</td> <td>1,375億円</td> <td>3,061億円</td> <td>▲24.0%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2,414億円</td> <td>1,243億円</td> <td>3,657億円</td> <td>▲9.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 平成23年度は、東日本大震災に係る災害復旧資金（189億円）を除く。</p> <p>【利差益の確保】 ○ 福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差を毎年度確保することができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金利差</th> <th>利差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>0.093%</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>0.044%</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>0.160%</td> <td>101百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>0.099%</td> <td>39百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【貸付対象等の見直し】 上記の1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）及び2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）の【福祉貸付事業に係る政策適合性】及び【医療貸付事業に係る政策適合性】のとおり、政策優先度の高い事業に対し、優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施した。</p>	区分	福祉貸付	医療貸付	合計	対17実績比削減率	平成20年度	1,033億円	542億円	1,576億円	▲60.9%	平成21年度	986億円	860億円	1,846億円	▲54.1%	平成22年度	1,686億円	1,375億円	3,061億円	▲24.0%	平成23年度	2,414億円	1,243億円	3,657億円	▲9.2%	区分	金利差	利差額	平成20年度	0.093%	63百万円	平成21年度	0.044%	36百万円	平成22年度	0.160%	101百万円	平成23年度	0.099%	39百万円	B 3.00	B 3.16	B 3.16	B 3.14	B 3.12
区分	福祉貸付	医療貸付	合計	対17実績比削減率																																											
平成20年度	1,033億円	542億円	1,576億円	▲60.9%																																											
平成21年度	986億円	860億円	1,846億円	▲54.1%																																											
平成22年度	1,686億円	1,375億円	3,061億円	▲24.0%																																											
平成23年度	2,414億円	1,243億円	3,657億円	▲9.2%																																											
区分	金利差	利差額																																													
平成20年度	0.093%	63百万円																																													
平成21年度	0.044%	36百万円																																													
平成22年度	0.160%	101百万円																																													
平成23年度	0.099%	39百万円																																													

≪評価項目7：福祉医療貸付事業（債権管理）≫

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>【貸付先の経営状況の分析等】 ○ 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区別に適切な管理を行った。また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックした。</p> <p>【東日本大震災への対応】 ○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、既往貸付先へのサポートとして専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 ○ 東日本大震災の被災地域に社会福祉施設及び医療施設等を有する貸付先（1,998件）に対し、当面6か月の元利金の返済猶予に関するご案内を2回送付（平成23年4月及び5月）した。また、連絡の取れない貸付先等に対して、理事長以下役職員が実地調査（平成23年4月及び5月に計53件）を行い、被災状況と返済猶予希望等の把握を行った。 ○ 当面6か月の元利金の返済猶予を実施した貸付先（133貸付先、193資金、貸付残高約456億円）に対し、返済猶予後における取扱いに関するご案内を平成23年8月に送付し、貸付先の希望に応じて、更なる元利金の返済猶予の実施、返済方法の変更等を行った。 ① 更なる返済猶予を希望する貸付先については、最長5年間の返済猶予を行うこととした。（50貸付先、71資金、貸付残高約230億円：平成24年3月31日現在） ② 返済猶予後において元利金の返済が可能との申し出のあった貸付先については、返済期間の延伸など必要な貸付条件の変更（契約）を行った。（34貸付先、47資金、貸付残高約101億円：平成24年3月31日現在） ○ 福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談（13回）を実施した。</p> <p>【リスク管理債権比率】 ○ 暫定評価期間中におけるリスク管理債権比率については、第1期中期目標期間中の比率の平均1.56%を上回ったものの、福祉医療施設を取り巻く厳しい経営環境のもと、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸出条件緩和を積極的に実施し、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援した。 この結果、平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.44%（リスク管理債権額781億円）となり、第2期中期目標期間の初年度にあたる平成20年度末におけるリ</p>					

《評価項目7：福祉医療貸付事業（債権管理）》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																																																																																								
			H20	H21	H22	H23																																																																																																																									
		<p>スク管理債権比率2.97%（リスク管理債権額962億円）と比較すると、053%（181億円）の減少を図ることができた。</p> <p>【全体】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>2.97%</td> <td>2.49%</td> <td>2.67%</td> <td>2.44%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.24%</td> <td>0.21%</td> <td>0.15%</td> <td>0.16%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>1.10%</td> <td>0.82%</td> <td>0.87%</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.14%</td> <td>0.09%</td> <td>0.09%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>1.49%</td> <td>1.37%</td> <td>1.56%</td> <td>1.38%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権（百万円）</td> <td>96,173</td> <td>78,176</td> <td>83,521</td> <td>78,137</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高（百万円）</td> <td>3,242,262</td> <td>3,145,216</td> <td>3,133,470</td> <td>3,202,303</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>1.15%</td> <td>0.94%</td> <td>0.91%</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.06%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.36%</td> <td>0.39%</td> <td>0.32%</td> <td>0.46%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.01%</td> <td>0.04%</td> <td>0.04%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.72%</td> <td>0.51%</td> <td>0.53%</td> <td>0.42%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権（百万円）</td> <td>15,896</td> <td>12,752</td> <td>12,796</td> <td>13,659</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高（百万円）</td> <td>1,382,388</td> <td>1,358,781</td> <td>1,401,414</td> <td>1,517,422</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度末</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>4.32%</td> <td>3.66%</td> <td>4.08%</td> <td>3.83%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.36%</td> <td>0.37%</td> <td>0.26%</td> <td>0.31%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>1.66%</td> <td>1.15%</td> <td>1.31%</td> <td>1.26%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.23%</td> <td>0.12%</td> <td>0.13%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>2.07%</td> <td>2.02%</td> <td>2.39%</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権（百万円）</td> <td>80,276</td> <td>65,423</td> <td>70,724</td> <td>64,478</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高（百万円）</td> <td>1,859,873</td> <td>1,786,435</td> <td>1,732,056</td> <td>1,684,881</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。</p>	区 分	平成20年度末	平成21年度	平成22年度	平成23年度	リスク管理債権比率	2.97%	2.49%	2.67%	2.44%	破綻先債権	0.24%	0.21%	0.15%	0.16%	6か月以上延滞債権	1.10%	0.82%	0.87%	0.88%	3か月以上延滞債権	0.14%	0.09%	0.09%	0.01%	貸出条件緩和債権	1.49%	1.37%	1.56%	1.38%	リスク管理債権（百万円）	96,173	78,176	83,521	78,137	総貸付残高（百万円）	3,242,262	3,145,216	3,133,470	3,202,303	区 分	平成20年度末	平成21年度	平成22年度	平成23年度	リスク管理債権比率	1.15%	0.94%	0.91%	0.90%	破綻先債権	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%	6か月以上延滞債権	0.36%	0.39%	0.32%	0.46%	3か月以上延滞債権	0.01%	0.04%	0.04%	0.01%	貸出条件緩和債権	0.72%	0.51%	0.53%	0.42%	リスク管理債権（百万円）	15,896	12,752	12,796	13,659	総貸付残高（百万円）	1,382,388	1,358,781	1,401,414	1,517,422	区 分	平成20年度末	平成21年度	平成22年度	平成23年度	リスク管理債権比率	4.32%	3.66%	4.08%	3.83%	破綻先債権	0.36%	0.37%	0.26%	0.31%	6か月以上延滞債権	1.66%	1.15%	1.31%	1.26%	3か月以上延滞債権	0.23%	0.12%	0.13%	0.02%	貸出条件緩和債権	2.07%	2.02%	2.39%	2.25%	リスク管理債権（百万円）	80,276	65,423	70,724	64,478	総貸付残高（百万円）	1,859,873	1,786,435	1,732,056	1,684,881					
区 分	平成20年度末	平成21年度	平成22年度	平成23年度																																																																																																																											
リスク管理債権比率	2.97%	2.49%	2.67%	2.44%																																																																																																																											
破綻先債権	0.24%	0.21%	0.15%	0.16%																																																																																																																											
6か月以上延滞債権	1.10%	0.82%	0.87%	0.88%																																																																																																																											
3か月以上延滞債権	0.14%	0.09%	0.09%	0.01%																																																																																																																											
貸出条件緩和債権	1.49%	1.37%	1.56%	1.38%																																																																																																																											
リスク管理債権（百万円）	96,173	78,176	83,521	78,137																																																																																																																											
総貸付残高（百万円）	3,242,262	3,145,216	3,133,470	3,202,303																																																																																																																											
区 分	平成20年度末	平成21年度	平成22年度	平成23年度																																																																																																																											
リスク管理債権比率	1.15%	0.94%	0.91%	0.90%																																																																																																																											
破綻先債権	0.06%	0.00%	0.00%	0.01%																																																																																																																											
6か月以上延滞債権	0.36%	0.39%	0.32%	0.46%																																																																																																																											
3か月以上延滞債権	0.01%	0.04%	0.04%	0.01%																																																																																																																											
貸出条件緩和債権	0.72%	0.51%	0.53%	0.42%																																																																																																																											
リスク管理債権（百万円）	15,896	12,752	12,796	13,659																																																																																																																											
総貸付残高（百万円）	1,382,388	1,358,781	1,401,414	1,517,422																																																																																																																											
区 分	平成20年度末	平成21年度	平成22年度	平成23年度																																																																																																																											
リスク管理債権比率	4.32%	3.66%	4.08%	3.83%																																																																																																																											
破綻先債権	0.36%	0.37%	0.26%	0.31%																																																																																																																											
6か月以上延滞債権	1.66%	1.15%	1.31%	1.26%																																																																																																																											
3か月以上延滞債権	0.23%	0.12%	0.13%	0.02%																																																																																																																											
貸出条件緩和債権	2.07%	2.02%	2.39%	2.25%																																																																																																																											
リスク管理債権（百万円）	80,276	65,423	70,724	64,478																																																																																																																											
総貸付残高（百万円）	1,859,873	1,786,435	1,732,056	1,684,881																																																																																																																											

《評価項目8：福祉医療経営指導事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																			
			H20	H21	H22	H23																																				
<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>																																								
<p>（1）集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>（1）セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）の開催実績】 ○ 年間のセミナー実施計画を機構のホームページに掲載するなど、受講希望者の受講機会の確保に努めるとともに、受講者アンケート調査結果に基づき、機構発経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施するなど、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供した。</p> <p>○ セミナーに関する開催内容の告知、延べ受講者数及び満足度指数に関しては、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <p>《開催内容の告知》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">セミナー実施日の平均10週間前まで</td> <td>70.1日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>70.0日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>65.8日</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>77.7日</td> </tr> </tbody> </table> <p>《延べ受講者数》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">中期目標期間の延べ受講者数12,600人以上</td> <td>2,952人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3,421人</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>3,518人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>3,152人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《満足度指標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">平均65ポイント以上</td> <td>71.6ポイント</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>74.7ポイント</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>76.1ポイント</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>73.4ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成20年度	セミナー実施日の平均10週間前まで	70.1日	平成21年度	70.0日	平成22年度	65.8日	平成23年度	77.7日	区分	中期計画	実績	平成20年度	中期目標期間の延べ受講者数12,600人以上	2,952人	平成21年度	3,421人	平成22年度	3,518人	平成23年度	3,152人	区分	中期計画	実績	平成20年度	平均65ポイント以上	71.6ポイント	平成21年度	74.7ポイント	平成22年度	76.1ポイント	平成23年度	73.4ポイント				
区分	中期計画	実績																																								
平成20年度	セミナー実施日の平均10週間前まで	70.1日																																								
平成21年度		70.0日																																								
平成22年度		65.8日																																								
平成23年度		77.7日																																								
区分	中期計画	実績																																								
平成20年度	中期目標期間の延べ受講者数12,600人以上	2,952人																																								
平成21年度		3,421人																																								
平成22年度		3,518人																																								
平成23年度		3,152人																																								
区分	中期計画	実績																																								
平成20年度	平均65ポイント以上	71.6ポイント																																								
平成21年度		74.7ポイント																																								
平成22年度		76.1ポイント																																								
平成23年度		73.4ポイント																																								
	<p>（2）開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>																																									
			A 4.00	A 3.83	A 4.00	A 4.00	A 3.96																																			

＜評価項目8：福祉医療経営指導事業＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																												
			H20	H21	H22	H23																													
<p>ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p>	<p>(3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化する。</p>	<p>【セミナーにおける提供情報等の重点化】</p> <p>○ 見直しの基本方針に基づき、平成23年度からの機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替えた。</p>																																	
<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>(4) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。</p> <p>(7) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。</p>	<p>【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】</p> <p>○ 次のとおり診断メニューの多様化及び経営指標の拡大を図り、施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるよう経営支援を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・一般療養中間型病院の簡易経営診断を開始</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>・保育所の経営指標を試作</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>・保育所の経営指標を策定</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>・保育所の簡易経営診断を開始 ・福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成24年度からの利用に向けた準備を実施（対象施設：特別養護老人ホーム、病院等）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な取組内容	平成20年度	・一般療養中間型病院の簡易経営診断を開始	平成21年度	・保育所の経営指標を試作	平成22年度	・保育所の経営指標を策定	平成23年度	・保育所の簡易経営診断を開始 ・福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成24年度からの利用に向けた準備を実施（対象施設：特別養護老人ホーム、病院等）																							
	区分	主な取組内容																																	
平成20年度	・一般療養中間型病院の簡易経営診断を開始																																		
平成21年度	・保育所の経営指標を試作																																		
平成22年度	・保育所の経営指標を策定																																		
平成23年度	・保育所の簡易経営診断を開始 ・福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成24年度からの利用に向けた準備を実施（対象施設：特別養護老人ホーム、病院等）																																		
	<p>(5) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。</p>	<p>【個別経営診断の実績】</p> <p>○ 個別経営診断の診断実績については、積極的なPR活動などを実施した結果、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">中期計画</th> <th colspan="4">実績</th> </tr> <tr> <th>福祉</th> <th>医療</th> <th>合計</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">中期目標期間の延べ診断件数1,400件以上</td> <td>1,070件</td> <td>72件</td> <td>1,142件</td> <td rowspan="4">4,283件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,179件</td> <td>94件</td> <td>1,273件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,191件</td> <td>102件</td> <td>1,293件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>479件</td> <td>96件</td> <td>575件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【経営改善支援事業への重点化】</p> <p>○ 実地調査を伴う経営診断(介護老人保健施設、特別養護老人ホーム各1施設)に際しては、現地において、経営者をはじめとする各部門長へのヒアリングや職員アンケート調査を実施した。</p> <p>○ 上記のヒアリングやアンケート調査の結果に基づき、経営管理等に関する課題の抽出を行い、実地調査を伴う経営診断報告書の見直しを行った。</p>	区分	中期計画	実績				福祉	医療	合計	累計	平成20年度	中期目標期間の延べ診断件数1,400件以上	1,070件	72件	1,142件	4,283件	平成21年度	1,179件	94件	1,273件	平成22年度	1,191件	102件	1,293件	平成23年度	479件	96件	575件					
区分	中期計画	実績																																	
		福祉	医療	合計	累計																														
平成20年度	中期目標期間の延べ診断件数1,400件以上	1,070件	72件	1,142件	4,283件																														
平成21年度		1,179件	94件	1,273件																															
平成22年度		1,191件	102件	1,293件																															
平成23年度		479件	96件	575件																															

《評価項目8：福祉医療経営指導事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価											
			H20	H21	H22	H23												
<p>(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。</p>	<p>(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<p>【個別経営診断の平均処理期間短縮】</p> <p>○ 個別経営診断の申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間については、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">50日以内</td> <td>30.8日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>35.8日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>32.9日</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>31.9日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成20年度	50日以内	30.8日	平成21年度	35.8日	平成22年度	32.9日	平成23年度	31.9日				
	区分	中期計画	実績															
	平成20年度	50日以内	30.8日															
平成21年度	35.8日																	
平成22年度	32.9日																	
平成23年度	31.9日																	
<p>(8) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。</p>	<p>【法人全体の格付の検討】</p> <p>○ 法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、その結果を取りまとめ、債権管理への活用を図った。</p>																	
<p>(9) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。</p>	<p>【施設経営者等に対する情報提供】</p> <p>○ 経営セミナーにおいて、機構からの情報発信を強化するため、機構役職員の登壇の機会を増やすとともに、貸付先の実践事例紹介を増やすなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した。</p> <p>○ 経営の優良事例、改善事例となり得る医療施設（一般病院）を事業報告書データから抽出するとともに、当該抽出先を訪問し具体的な取組み等についてヒアリングを実施した。また、一般療養中間型病院及び福祉施設（介護福祉施設）についても、その抽出方法について検討、試行的に抽出し、実地調査によりその有用性について検証を行った。</p> <p>○ 上記の訪問先から収集した具体的な取組み等を取りまとめた「福祉・医療施設の経営に関する優良事例・改善事例集」を作成し関係部へフィードバックした。</p> <p>【経営指導ノウハウの民間への普及検討】</p> <p>○ 民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。</p>																	

《評価項目8：福祉医療経営指導事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																							
			H20	H21	H22	H23																																								
<p>(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>(10) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>	<p>【各業務における収支相償】 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において各年度とも実費相当額を上回る自己収入を確保した。</p> <p>《集団経営指導》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入</th> <th>支出</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>28,628千円</td> <td>26,013千円</td> <td>2,615千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>32,306千円</td> <td>30,038千円</td> <td>2,268千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>34,328千円</td> <td>30,485千円</td> <td>3,843千円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>31,711千円</td> <td>29,761千円</td> <td>1,950千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《個別経営診断》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>診断料収入</th> <th>必要経費</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>10,701千円</td> <td>4,486千円</td> <td>6,215千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>12,746千円</td> <td>4,063千円</td> <td>8,682千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>14,621千円</td> <td>3,349千円</td> <td>11,272千円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>8,591千円</td> <td>1,319千円</td> <td>7,272千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収入	支出	差引	平成20年度	28,628千円	26,013千円	2,615千円	平成21年度	32,306千円	30,038千円	2,268千円	平成22年度	34,328千円	30,485千円	3,843千円	平成23年度	31,711千円	29,761千円	1,950千円	区分	診断料収入	必要経費	差引	平成20年度	10,701千円	4,486千円	6,215千円	平成21年度	12,746千円	4,063千円	8,682千円	平成22年度	14,621千円	3,349千円	11,272千円	平成23年度	8,591千円	1,319千円	7,272千円				
区分	収入	支出	差引																																											
平成20年度	28,628千円	26,013千円	2,615千円																																											
平成21年度	32,306千円	30,038千円	2,268千円																																											
平成22年度	34,328千円	30,485千円	3,843千円																																											
平成23年度	31,711千円	29,761千円	1,950千円																																											
区分	診断料収入	必要経費	差引																																											
平成20年度	10,701千円	4,486千円	6,215千円																																											
平成21年度	12,746千円	4,063千円	8,682千円																																											
平成22年度	14,621千円	3,349千円	11,272千円																																											
平成23年度	8,591千円	1,319千円	7,272千円																																											

《評価項目9：社会福祉振興助成事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
<p>5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施した社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 （※）長寿・子育て・障害者基金については、平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに創設された社会福祉振興助成費補助金により、当該事業を実施することとなった。</p> <p>【募集要領等の策定・公表】 ○ 平成22年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや4つの重点助成分野を設定した募集要領を策定し、機構ホームページ等で公表した。 ○ 平成23年度分助成事業については、多様な社会資源を活用して、連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して地域の課題に取り組む創意工夫ある事業を重視するなど、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、国として行うべきものに限定した助成対象テーマや重点的に支援する事業を募集要領等に明記し、広く公表し、募集を行った。 なお、利用者（民間福祉団体）に混乱を招くことのないよう、助成対象事業の内容や助成の要件等についてわかりやすく募集要領に記載するとともに、「平成23年度社会福祉振興助成事業の基本方針」を平成23年3月に策定、公表し、助成事業を通じて機構が目指す方向性を明確に打ち出したうえで募集を行った。 ○ 東日本大震災の被災地支援について、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となるNPOやボランティアなどによる中・長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成23年6月～7月にかけて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた第2次募集を行い、被災地においてNPO等が行う活動に対して、積極的に対応した。 ○ 平成23年度において実施した平成24年度分助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、平成22年度分及び平成23年度分助成事業の実施状況や事後評価の結果等を踏まえて、「平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針」を平成24年2月に策定、公表するとともに、国と協議し助成対象テーマ等について見直したうえで、同月に募集要領を策定、公表した。 特に、東日本大震災の被災地支援については、被災地域の状況やニーズを踏</p>					
<p>（1）助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマに基づき、毎年度、助成方針を定め公表すること。</p>	<p>（1）助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。</p>		A 3.87	A 3.91	A 4.00	A 3.85	A 3.91
			(A 4.00)	(A 4.00)			
			(A 3.75)	(A 3.83)			

《評価項目9：社会福祉振興助成事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																														
			H20	H21	H22	H23																																															
		<p>まえ、NPO等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとした。</p> <p>《平成20年度及び21年度における取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価の結果による提言を反映させた募集要領を策定し、助成事業の募集を実施した。 																																																			
<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。</p> <p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。</p> <p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p>	<p>【助成事業の審査・採択】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の審査に当たっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、毎年度、審査項目や採点基準等を見直した選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から機構ホームページで公表し、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査し、採択した。 <p>《平成20年度及び21年度における取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、基金事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、固定化回避に係る具体的な審査方法を整理した上で、審査・採択を実施した。 <p style="text-align: right;">（単位：件、百万円、％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数</th> <th>金 額</th> <th>事業数</th> <th>金 額</th> <th>事業数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度分助成</td> <td>1,849</td> <td>5,717</td> <td>939</td> <td>3,072</td> <td>50.8</td> <td>53.7</td> </tr> <tr> <td>平成21年度分助成</td> <td>2,168</td> <td>7,046</td> <td>1,003</td> <td>3,407</td> <td>46.3</td> <td>48.4</td> </tr> <tr> <td>平成22年度分助成</td> <td>2,421</td> <td>9,299</td> <td>1,063</td> <td>3,132</td> <td>43.9</td> <td>33.7</td> </tr> <tr> <td>平成23年度分助成</td> <td>1,630</td> <td>7,464</td> <td>551</td> <td>2,085</td> <td>33.8</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>平成24年度分助成</td> <td>1,010</td> <td>4,465</td> <td>395</td> <td>1,835</td> <td>39.1</td> <td>41.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【助成事業の固定化回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度分助成事業の固定化回避については、新しい助成制度となったことを踏まえ、改めて固定化回避の方法等を見直し、選定方針に反映させた。 ○ 平成23年度分助成事業については、助成の固定化を回避するとともに、公平性・透明性を確保する観点から、公務員等OBが天下りしている団体については、選定方針における採点基準を見直すなど適切に対応した。 <p>《平成20年度及び21年度における取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の固定化回避については、募集要領の段階から、固定化回避の取組みに関して明記するとともに、審査要領に固定化回避に係る具体的な審査方法を定め、幅広い助成配分に努めた。 	区 分	要 望		採 択		採択率		事業数	金 額	事業数	金 額	事業数	金 額	平成20年度分助成	1,849	5,717	939	3,072	50.8	53.7	平成21年度分助成	2,168	7,046	1,003	3,407	46.3	48.4	平成22年度分助成	2,421	9,299	1,063	3,132	43.9	33.7	平成23年度分助成	1,630	7,464	551	2,085	33.8	27.9	平成24年度分助成	1,010	4,465	395	1,835	39.1	41.1			
区 分	要 望			採 択		採択率																																															
	事業数	金 額	事業数	金 額	事業数	金 額																																															
平成20年度分助成	1,849	5,717	939	3,072	50.8	53.7																																															
平成21年度分助成	2,168	7,046	1,003	3,407	46.3	48.4																																															
平成22年度分助成	2,421	9,299	1,063	3,132	43.9	33.7																																															
平成23年度分助成	1,630	7,464	551	2,085	33.8	27.9																																															
平成24年度分助成	1,010	4,465	395	1,835	39.1	41.1																																															

＜評価項目 9：社会福祉振興助成事業＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価										
			H20	H21	H22	H23											
	(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。	<p>【特定非営利活動法人等への助成】</p> <p>○ 助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td rowspan="3">80%以上</td> <td>82.0%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>85.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成22年度	80%以上	82.0%	平成23年度	83.3%	平成24年度	85.8%					
区分	中期計画	実績															
平成22年度	80%以上	82.0%															
平成23年度		83.3%															
平成24年度		85.8%															
(3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	<p>【各種提出書類の電子化等】</p> <p>○ 助成金要望書から交付申請、完了報告書、事後評価までの各種提出書類の様式を見直すとともに電子媒体での提出を促進するよう、助成先団体専用のホームページを開設し、様式のダウンロードを可能とした。また、助成先団体等からの各種提出書類について、従来より記載ミスの多かった部分について、自動計算やチェック機能のある電子ファイルを整備するなど、事務の効率化と助成先団体等の事務負担の軽減を図った。</p> <p>〔平成20年度及び21年度における取組み〕</p> <p>○ 各種提出書類の電子届出システムの運用を開始することにより、助成先団体等の事務負担の軽減を図った。</p> <p>（平成20年度）特別分助成金の交付申請書及び概算払請求書 助成金交付要望書及び事業完了報告書等</p> <p>（平成21年度）自己評価書、フォローアップ調査（事後評価）</p>															
	(5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	<p>【助成金交付までの平均処理期間短縮】</p> <p>○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間については、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">30日以内</td> <td>20.4日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>15.3日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>28.7日</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>28.1日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成20年度	30日以内	20.4日	平成21年度	15.3日	平成22年度	28.7日	平成23年度	28.1日			
区分	中期計画	実績															
平成20年度	30日以内	20.4日															
平成21年度		15.3日															
平成22年度		28.7日															
平成23年度		28.1日															
(4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。	(6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。	<p>【助成事業の事後評価の実施】</p> <p>○ 事後評価については、国庫補助による新しい助成事業となったことから、評価の項目・基準や総合評価のあり方、評価の実施方法等について抜本的に見直すとともに、審査・評価委員会において評価方針を策定し、機構ホームページに公表したうえで実施した。</p> <p>○ 助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、当該評価方針に基</p>															

《評価項目9：社会福祉振興助成事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
<p>また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。</p>	<p>また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。</p>	<p>づき、重点助成分野に関する助成事業を中心に、審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）及び機構事務局により効率的かつ効果的に実施し、特に委員によるヒアリング評価は、評価結果の精度や客観性を高め、評価の公平性・透明性を確保するため、スコアリング評価を導入するとともに、複数の委員が機構事務所で効率的にヒアリングを実施し、団体に助言等を行った後、委員間で協議して評価を決定する方法へ変更するなど、大幅な見直しを図った。</p> <p>○ ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動や事業展開の一助となるよう、評価結果をグラフ化するとともに評価を担当した委員又は機構事務局の所見を付して、評価対象団体にフィードバックした。</p> <p>〔《平成20年度及び21年度における取組み》〕 ○ 評価部会において、評価すべき重点事項等を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施した。</p> <p>【事後評価の結果の反映】 ○ 助成事業の事後評価については、その評価結果に基づき、毎年度の助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて国に提案し、募集要領や選定方針の改正により適切に反映した。</p> <p>〔《平成20年度及び21年度における取組み》〕 ○ 事後評価結果は、評価部会において承認後、速やかに機構のホームページで公表した。また、募集要領、選定方針の策定に当たっては、事後評価を反映させ、助成制度のPDCAサイクルによる改善を行った。</p> <p>【事後評価後の継続的なフォローアップ調査の実施】 ○ 事業の継続状況をはじめ、他団体との連携・協働やネットワークの構築状況等をより明確に把握することができるよう、フォローアップ調査を実施し、機構ホームページで調査結果を公表した。また、フォローアップ調査については、助成事業の継続状況や他団体との連携・協働状況等を分析し、調査結果を助成事業の選定方針の策定に反映するとともに、助成先団体への助言・指導や情報提供に活用した。</p>					
<p>（5）助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>（7）助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。</p>	<p>【助成先団体への相談・助言等】 ○ 助成事業の重点助成分野を中心に、「貧困対策」などの4分野について、現地で直接、活動を確認するとともに、助成先団体との意見交換を通じて、現場とのネットワークづくりや助言等を実施した。 その結果をレポートにまとめ、機構内で報告会を実施して、助成先団体が抱える課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、広く周知を図った。 また、現地に赴いて実施するヒアリング評価の際には、個別の相談に応じな</p>					

《評価項目9：社会福祉振興助成事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価							
			H20	H21	H22	H23								
		<p>から、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなどの支援を実施した。</p> <p>○ 平成23年度においては、各地のNPO等に対して機構の助成事業情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を提供するとともに、機構とNPO等の関係を強化するため、平成23年9月から新たにメールマガジン「WAM助成通信」を発行した。</p> <p>○ 助成事業が国庫補助事業であることを鑑み、NPO等の助成先団体が適正に助成事業を実施することができるよう、全国7か所で「社会福祉振興助成事業に係る会計等事務説明会」を開催し、国庫補助事業を行うに当たっての会計処理や事業完了報告書の作成について、相談・助言を行った。 また、助成先団体からの質問については、個別に回答するとともに、助成先団体専用ホームページにQ&A形式で掲載し、広く周知を図った。</p> <p>〔平成20年度及び21年度における取組み〕</p> <p>○ 民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを発足し、現地調査や勉強会及び意見交換等を実施し、情報の共有化を図るほか、民間活動団体の事例報告・意見交流会を開催し、民間活動団体間のネットワークづくりや地域福祉活動の担い手の育成等を図った。</p>												
	<p>（8）助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。</p>	<p>【助成事業による新たな連携の強化】</p> <p>○ 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関との連携等の効果があった事業を確保することについては、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td rowspan="2">80%以上</td> <td>91.4%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>91.1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成22年度	80%以上	91.4%	平成23年度	91.1%				
区分	中期計画	実績												
平成22年度	80%以上	91.4%												
平成23年度		91.1%												
	<p>（9）助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。</p>	<p>【助成事業の利用者満足度】</p> <p>○ 助成事業の利用者に対する満足度のアンケート調査を実施した結果、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td rowspan="2">70%以上</td> <td>95.3%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>94.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成22年度	70%以上	95.3%	平成23年度	94.5%				
区分	中期計画	実績												
平成22年度	70%以上	95.3%												
平成23年度		94.5%												

《評価項目 9：社会福祉振興助成事業》

中 期 目 標	中 期 計 画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価 期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
<p>(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。</p>	<p>【事業効果の高い優れた助成事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業については、ヒアリング評価結果等を踏まえて選出し、その事業概要や効果をホームページで公表するとともに、事業評価報告書や機構月刊広報誌「WAM」にも掲載するなどして、広く周知を図った。 <p>《平成20年度及び21年度における取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価については、評価部会における承認後、事後評価報告書をホームページに公表した。また、事業効果の高い特に優れた事業については、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介し、広く周知を図った。 <p>【助成事業報告会等の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介する事業報告会を開催し、広く周知を図った。 ○ 社会的な問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉団体による取り組みを広く社会に啓発・普及するため、特に、公的制度ではカバーできないケースに対する「民間団体による子どものシェルター」に焦点を絞り、有識者による講演及び助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告するシンポジウムを平成22年10月に開催し、当日の様子は、NHKのニュースで紹介されるなど、広く社会的な関心を集めるとともに、98.8%の参加者から「良かった」との回答を得た。また、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要とされるNPOなどによる被災地支援のあり方や方向性などについて提案することを目的としたシンポジウムを企画し、平成23年11月に開催した。当日の様子は、NHKニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得た。 <p>《平成20年度及び21年度における取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価において特に評価の高かった事業等について、事業報告会を全国で開催するとともに、報告会の内容について全国紙に掲載することで効果的な普及を図った。 					

《評価項目10：退職手当共済事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価												
			H20	H21	H22	H23													
<p>6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における退職手当支給者数及び退職手当金支給額の実績は次のとおりである。 (実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度～23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>266,365人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>331,508,880千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成20年度～23年度	退職手当金支給者数	266,365人	退職手当金支給額	331,508,880千円											
区 分	平成20年度～23年度																		
退職手当金支給者数	266,365人																		
退職手当金支給額	331,508,880千円																		
<p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>	<p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。</p>	<p>【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、都道府県に対する補助金の早期入金働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、次のとおり中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>中期計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">75日以内</td> <td>44.8日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>37.6日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>39.0日</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>35.4日</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	中期計画	実 績	平成20年度	75日以内	44.8日	平成21年度	37.6日	平成22年度	39.0日	平成23年度	35.4日					
区 分	中期計画	実 績																	
平成20年度	75日以内	44.8日																	
平成21年度		37.6日																	
平成22年度		39.0日																	
平成23年度		35.4日																	
<p>(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p>	<p>(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。</p>	<p>【利用者への制度内容の周知等】 ○ 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行った。 (派遣回数：延べ173回、訪問件数：67件)</p> <p>【東日本大震災への対応】 ○ 被災地の共済契約者に対して掛金納付期限の延長を認める措置(社会福祉施設職員等退職手当共済法第16条第2項)を講じ、該当する348の契約先に対して個別にその旨を周知し、申請のあった21契約者について掛金納付期限の延長を行った。</p> <p>【単位掛金額の見直し】 ○ 退職手当共済制度の長期的な維持安定を図るため、過去の実績データなどを基に外部専門機関への委託により長期推計を行った。 さらに、現状の収支状況、当該制度の特徴を踏まえた中・長期的な推計を行い、当該制度における将来の収支バランス及び財政運営方式の安全性を検証</p>	S 4.62	S 4.66	S 4.50	S 4.85	S 4.66												

《評価項目10：退職手当共済事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																	
			H20	H21	H22	H23																		
		し、その情報を厚生労働省に提供した。これらにより、平成24年度以降の単位掛金額が設定された。																						
	(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	<p>【提出書類の電子届出化等】</p> <p>○ 共済契約者の事務負担の軽減を図るため、電子届出システムを利用している共済契約者から寄せられた意見を踏まえ、電子届出システムの操作性を向上するためのシステム改善を実施した。</p> <p>《主なシステム改善》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等新設届・申出書の電子化 ・加入届の電子化 ・職員情報の照会機能追加 ・タイムアウト設定時間の延長 <p>○ その結果、電子届出システム利用者アンケートにおいて、電子届出システムの利用率が向上するとともに、多くの共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができるなど、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、機構における事務の効率化も図ることができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 率</th> <th>利用者満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>62%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>75%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>79%</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>81%</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>83%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 退職手当金請求者の負担軽減、機構の事務の省力化の観点から、平成23年度から住民基本台帳法第12条に定める市区町村長の証明書（住民票記載事項証明書）の提出を不要とする取扱いに見直した。</p>	区 分	利 用 率	利用者満足度	平成20年度	62%	—	平成21年度	75%	—	平成22年度	79%	88%	平成23年度	81%	89%	平成24年度	83%	90%				
区 分	利 用 率	利用者満足度																						
平成20年度	62%	—																						
平成21年度	75%	—																						
平成22年度	79%	88%																						
平成23年度	81%	89%																						
平成24年度	83%	90%																						
(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。	<p>【業務指導等の強化】</p> <p>○ 毎年度、業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行った。また、実務研修会にあわせて業務委託先に対し、個別に事務指導を行い、業務の周知・徹底を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>業務委託先との事務打合せ会</th> <th>実務研修会での個別の事務指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>平成21年2月開催</td> <td>31都道府県：35回</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>平成22年2月開催</td> <td>40都道府県：55回</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年2月開催</td> <td>35都道府県：42回</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年2月開催</td> <td>37都道府県：41回</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	業務委託先との事務打合せ会	実務研修会での個別の事務指導	平成20年度	平成21年2月開催	31都道府県：35回	平成21年度	平成22年2月開催	40都道府県：55回	平成22年度	平成23年2月開催	35都道府県：42回	平成23年度	平成24年2月開催	37都道府県：41回							
区 分	業務委託先との事務打合せ会	実務研修会での個別の事務指導																						
平成20年度	平成21年2月開催	31都道府県：35回																						
平成21年度	平成22年2月開催	40都道府県：55回																						
平成22年度	平成23年2月開催	35都道府県：42回																						
平成23年度	平成24年2月開催	37都道府県：41回																						

《評価項目11：心身障害者扶養保険事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価													
			H20	H21	H22	H23														
<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績は次のとおりである。</p> <p>（実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度～23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>2,024人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>9,266人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>79,401人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>50,732人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>32,557,400千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>47,707,640千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成20年度～23年度	新規加入者数	2,024人	新規年金受給者数	9,266人	保険対象加入者数	79,401人	年金給付保険金支払対象障害者数	50,732人	死亡・障害保険金額	32,557,400千円	年金給付保険金額	47,707,640千円				
区 分	平成20年度～23年度																			
新規加入者数	2,024人																			
新規年金受給者数	9,266人																			
保険対象加入者数	79,401人																			
年金給付保険金支払対象障害者数	50,732人																			
死亡・障害保険金額	32,557,400千円																			
年金給付保険金額	47,707,640千円																			
<p>（1）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>（1）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>【財務状況の検証と公表】</p> <p>○ 毎年度、外部有識者からなる財務状況検討会を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、各年度の決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめた。</p> <p>また、取りまとめた報告書については、厚生労働省、地方公共団体、障害者関係団体等の関係者へ報告及び情報の公表等を行うことにより、事業の透明性の確保を図った。</p>	B 3.00	B 3.16	B 3.16	B 3.00	B 3.08													
<p>（2）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方</p>	<p>（2）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方</p>	<p>【運用の基本的考え方】</p> <p>○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の</p>																		

《評価項目11：心身障害者扶養保険事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																					
			H20	H21	H22	H23																						
<p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p>	<p>扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p>	<p>議を経た上で、平成20年4月1日に策定した分散投資を基本とする長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、運用を行った。</p> <p>【運用の目標】 ○ 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>【運用受託機関の選定、管理及び評価】 ○ 運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ選定し、平成20年4月1日に運用受託機関と金銭信託契約を締結した。また、運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令順守の確保のため、運用受託機関ごとに運用方針等にかかるガイドラインを提示し、その順守が確保されているかを四半期ごとの定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。</p> <p>【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】 ○ 各資産におけるベンチマーク収益率との差については、次のとおり、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="1261 1780 2211 1967"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国内債券</td> <td>収益率</td> <td>1.38%</td> <td>1.92%</td> <td>1.85%</td> <td>2.82%</td> </tr> <tr> <td>ベンチマーク収益率</td> <td>1.34%</td> <td>2.04%</td> <td>1.81%</td> <td>2.94%</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>0.04%</td> <td>▲0.12%</td> <td>0.04%</td> <td>▲0.12%</td> </tr> </tbody> </table>			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	国内債券	収益率	1.38%	1.92%	1.85%	2.82%	ベンチマーク収益率	1.34%	2.04%	1.81%	2.94%	差引	0.04%	▲0.12%	0.04%	▲0.12%				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																							
国内債券	収益率	1.38%	1.92%	1.85%	2.82%																							
	ベンチマーク収益率	1.34%	2.04%	1.81%	2.94%																							
	差引	0.04%	▲0.12%	0.04%	▲0.12%																							

《評価項目11：心身障害者扶養保険事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告						事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																
								H20	H21	H22	H23																	
③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。	③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。	国内株式	収益率	▲34.81%	28.47%	▲9.22%	0.94%																					
			ベンチマーク収益率	▲34.78%	28.47%	▲9.23%	0.59%																					
			差引	▲0.03%	0.00%	0.01%	0.35%																					
		外国債券	収益率	▲7.52%	0.03%	▲7.53%	4.91%																					
			ベンチマーク収益率	▲7.17%	0.18%	▲7.54%	4.99%																					
			差引	▲0.34%	▲0.15%	0.01%	▲0.08%																					
		外国株式	収益率	▲43.59%	45.13%	2.17%	0.26%																					
			ベンチマーク収益率	▲43.32%	46.75%	2.41%	0.50%																					
			差引	▲0.27%	▲1.63%	▲0.23%	▲0.24%																					
		短期資産	収益率	0.54%	0.18%	0.10%	0.08%																					
			ベンチマーク収益率	0.32%	0.08%	0.07%	0.05%																					
			差引	0.22%	0.11%	0.04%	0.03%																					
		合計	収益率	▲5.89%	5.70%	0.35%	2.52%																					
			ベンチマーク収益率	▲5.67%	7.35%	0.18%	2.58%																					
			差引	▲0.21%	▲1.65%	0.18%	▲0.06%																					
		<p>【評価ベンチマークの設定】</p> <p>○ 適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、次のとおり評価ベンチマークを設定した。</p> <table border="1"> <tr> <td>国内債券</td> <td>NOMURA-BPI（総合）</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>TOPIX（配当込み）</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>有担保コールレート（翌日物）</td> </tr> </table>												国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）					
		国内債券	NOMURA-BPI（総合）																									
		国内株式	TOPIX（配当込み）																									
		外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）																									
		外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）																									
短期資産	有担保コールレート（翌日物）																											
<p>【運用におけるリスク管理】</p> <p>○ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等について運用コンサルティング会社を活用して、把握・分析し、リスク管理を行った。</p>																												

《評価項目11：心身障害者扶養保険事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価														
			H20	H21	H22	H23															
<p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定</p> <p>扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 	<p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p>	<p>【年金給付のための流動性の確保】</p> <p>○ 年度期首の短期資産を毎年度の年金給付所要見込額と同程度とし、年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。</p> <p>【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】</p> <p>○ 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、機構のホームページで公表した。</p> <p>○ なお、運用に関する基本方針の見直しについては、毎年度、資産運用委員会で検討を行った結果、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p>【基本ポートフォリオの基本的考え方】</p> <p>○ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、資産区分を安全性・収益性・投資可能性を考慮して国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産の5種類とし、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。</p> <p>【基本ポートフォリオの策定】</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定に当たり、扶養保険事業の財政の安定化を目的として、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数をもとに、期待収益率が厚生労働大臣が別途指示する運用利回りである2.8%を長期的に確保するポートフォリオを次のとおり定めた。</p> <p>また、乖離許容幅については、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、次のとおり設定した。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%				
区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			

＜評価項目 11：心身障害者扶養保険事業＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告			事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																							
					H20	H21	H22	H23																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（目標収益率3.20%、標準偏差5.05%）</p>	区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>短期資産</th> <th>5.0%</th> <th>±4%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	短期資産	5.0%	±4%									
区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																														
国内債券	71.6%	±8%																														
国内株式	7.8%	±5%																														
外国債券	7.8%	±5%																														
外国株式	7.8%	±5%																														
短期資産	5.0%	±4%																														
短期資産	5.0%	±4%																														
<p>⑦ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑧ リスク管理の徹底 基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 	<p>【基本ポートフォリオの見直し】 ○ 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて、毎年度、資産運用委員会で検証を行い、基本ポートフォリオについては、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p>【乖離状況の把握等】 ○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>【資産全体のリスク管理】 ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【各資産のリスク管理】 ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p>																														

《評価項目 11：心身障害者扶養保険事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。 ・ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>【各運用受託機関及び各資産管理機関】</p> <p>○ 運用受託機関及び資産管理機関に対し示した運用及び資産管理に関するガイドラインにより、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。</p> <p>【運用手法】</p> <p>○ 平成20年度から各資産ともパッシブ運用を実施した。</p> <p>【企業経営等を与える影響への考慮】</p> <p>○ 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。</p> <p>【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】</p> <p>○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、毎年度、提出された決算書を基に分析し検証するとともに、財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。</p>					

《評価項目 11：心身障害者扶養保険事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																
			H20	H21	H22	H23																	
<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】 ○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務担当者会議</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成20年度</td> <td>①平成20年9月開催</td> <td>30府県市：39人</td> </tr> <tr> <td>②平成20年9月開催</td> <td>31都道県市：40人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>平成21年12月開催</td> <td>63都道府県市：67人</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成22年12月開催</td> <td>62都道府県市：67人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成23年12月開催</td> <td>60都道府県市：69人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。</p> <p>【東日本大震災への対応】 ○ 東日本大震災において、被災地の地方公共団体に対して、以下のとおり特別措置を講じた。 ① 保険料の納付期限の猶予等の特別措置を実施 ② 年金給付保険金及び弔慰金給付保険金の請求手続きの簡素化 等</p>	区分	事務担当者会議	参加者数	平成20年度	①平成20年9月開催	30府県市：39人	②平成20年9月開催	31都道県市：40人	平成21年度	平成21年12月開催	63都道府県市：67人	平成22年度	平成22年12月開催	62都道府県市：67人	平成23年度	平成23年12月開催	60都道府県市：69人				
区分	事務担当者会議	参加者数																					
平成20年度	①平成20年9月開催	30府県市：39人																					
	②平成20年9月開催	31都道県市：40人																					
平成21年度	平成21年12月開催	63都道府県市：67人																					
平成22年度	平成22年12月開催	62都道府県市：67人																					
平成23年度	平成23年12月開催	60都道府県市：69人																					

＜評価項目12：福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価									
			H20	H21	H22	H23										
<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>（1）福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>（1）WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>【提供情報の質の向上】 ○ 都道府県や国と連携を図り、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の最新の情報を迅速に提供した。 ○ 機構開催の施設経営セミナー及び厚生労働省で開催された審議会等の講演内容をわかりやすく集約した概要コラムを作成のうえ掲載することにより、掲載情報の充実を図った。 ○ 東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。</p> <p>【WAM NETにおける提供情報等の重点化】 ○ 見直しの基本方針に基づき、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するWAM NETプラスの掲載を廃止したが、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行っている。</p>														
	<p>（2）利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間ヒット件数を1億9,000万件以上、利用機関登録数を7,500万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。</p>	<p>【利用者数及び利用者満足度の向上】 ○ 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しなどを行った結果、年間ヒット（アクセス）件数、利用機関登録数及び利用者満足度については、次のとおり、概ね中期計画に定めた目標を達成した。 ＜年間ヒット（アクセス）件数＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中期計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>中期目標期間中</td> <td>1,354万件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,400万件以上（アクセス）</td> <td>1,412万件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	中期計画	実績	平成20年度	中期目標期間中	1,354万件	平成21年度	1,400万件以上（アクセス）	1,412万件	B 3.25	A 3.66	A 3.83	A 4.00	A 3.69
区分	中期計画	実績														
平成20年度	中期目標期間中	1,354万件														
平成21年度	1,400万件以上（アクセス）	1,412万件														

《評価項目12：福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告			事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
					H20	H21	H22	H23	
		平成22年度		1,349万件					
		平成23年度	中期目標期間中 1億9,000万件以上（ヒット）	2億12万件					
		《利用機関登録数》							
		区 分	中期計画	実 績					
		平成20年度	中期目標期間中に 75,000件以上	69,754件					
		平成21年度		80,583件					
		平成22年度		83,149件					
		平成23年度		85,574件					
		《利用者満足度》							
		区 分	中期計画	実 績					
		平成20年度	90%以上	90.4%					
		平成21年度		90.3%					
		平成22年度		90.2%					
		平成23年度		91.2%					
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。	(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。	【WAM NET基盤の活用】							
		○ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の利用に対し、迅速なユーザIDの発行やシステム利用における問合せの対応を行い、電子届出の円滑な実施を推進したことにより、次のとおり利用率が増加することとなり、機構の業務の効率化に寄与した。							
		区 分	福祉医療貸付事業	退職手当共済事業					
		平成20年度	6%	62%					
		平成21年度	55%	75%					
		平成22年度	64%	79%					
		平成23年度	65%	81%					
		○ 社会福祉振興助成事業における関係団体に対するメールマガジンの発信に対し、メール一括配信機能を活用しメールマガジンの円滑な配信を支援した。							
(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。	(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。	【広告収入等の自己収入の拡大】							
		○ WAM NET上に「福祉医療広告ページ」のコーナーを新設するとともに、メールマガジンや機構が開催する施設経営セミナーにおいてバナー広告の募集を行うなど、自己収入の拡大を図った。							
		区 分	件 数	金 額					
		平成20年度	83件	10,978千円					
		平成21年度	82件	10,720千円					
		平成22年度	95件	14,233千円					
		平成23年度	57件	8,920千円					

《評価項目13：年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																								
			H20	H21	H22	H23																									
<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。</p>	<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。</p>	<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成20年度～23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>706,276,080千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>706,276,080千円</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td> <td>706,276,080千円 (213,989,600千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成20年度～23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>18,190,570千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>18,190,570千円</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等</td> <td>18,190,570千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【利率設定方式の見直し】</p> <p>○ 独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映した。</p> <p>○ 中期目標期間中において損益が均衡するよう貸付金利を設定し、安定的で効率的な業務運営を実施した。</p>	区 分		平成20年度～23年度	貸付契約額		706,276,080千円	資金交付額		706,276,080千円	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	706,276,080千円 (213,989,600千円)	区 分		平成20年度～23年度	貸付契約額		18,190,570千円	資金交付額		18,190,570千円	原資	貸付回収金等	18,190,570千円	A	A	A	A	A
区 分		平成20年度～23年度																													
貸付契約額		706,276,080千円																													
資金交付額		706,276,080千円																													
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	706,276,080千円 (213,989,600千円)																													
区 分		平成20年度～23年度																													
貸付契約額		18,190,570千円																													
資金交付額		18,190,570千円																													
原資	貸付回収金等	18,190,570千円																													
<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>		3.62	3.83	4.00	3.71	3.79																								

＜評価項目13：年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価					
			H20	H21	H22	H23						
<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。</p>	<p>【無理のない返済に配慮した制度の運用】</p> <p>○ 利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施するため、平成22年2月及び平成23年12月に制度取扱を変更した。</p> <p>＜平成22年2月の制度取扱変更の内容＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資金の必要性等の確認強化（金融機関窓口における資金の必要性を確認） ② 満額返済の廃止（定額返済のみとし一定額を返戻） ③ 返済回数の増加（12回以内 ⇒ 15回以内） ④ 貸付条件変更制度の導入（1回あたりの返済額について変更可能） <p>＜平成23年12月の制度取扱変更の内容＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 融資限度額の引下げ（年間の年金支給額の1.2倍以内 ⇒ 1.0倍以内） ② 返済額の上限定（1回の年金支給額の範囲内 ⇒ 2分の1以内） ③ 資金用途区分の変更（資金用途10区分、用途に関わらず融資限度額250万円⇒資金用途8区分、臨時生活資金は融資限度額100万円、その他の資金は250万円） ④ 生活保護に関する年金担保融資の利用制限強化（生活保護受給中の者の利用制限に加え、年金担保融資を利用中に生活保護を受給した者については、生活保護廃止後5年間は融資利用不可） <p>○ 平成22年2月に導入した返済期間中生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>貸付条件変更承認件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>年間3,556件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>年間2,179件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【東日本大震災への対応】</p> <p>○ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成23年4月15日の約定返済について一律に猶予 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後日申し出により、返済充当も可能とした。 ② 平成23年6月以降の貸付条件の変更措置（実績195件承認） <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の貸付条件変更申請は、原則6か月以内であるが、当分の間申請を受け付けることとした。 ③ 返済相談のための専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置 ④ 新規借入申込みについて、提出必要書類等の緩和 	区 分	貸付条件変更承認件数	平成22年度	年間3,556件	平成23年度	年間2,179件				
区 分	貸付条件変更承認件数											
平成22年度	年間3,556件											
平成23年度	年間2,179件											
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>	<p>【貸付制度の周知】</p> <p>○ 機構ホームページによる広報やリーフレット等による受託金融機関等を通じた広報を実施するとともに、自治体、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等に協力依頼し、制度情報の周知を行った。</p> <p>○ 制度取扱変更の内容を周知するため、プレス発表を行うとともに、機構ホー</p>										

＜評価項目13：年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価															
			H20	H21	H22	H23																
		<p>ムページによる広報を行った。また、ポスター及びチラシを作成し、受託金融機関、社会福祉協議会、年金事務所等に配布した。</p> <p>○ ホームページ、リーフレット等に多重債務者に対する専門相談機関への相談勧奨、相談先を明記するとともに、平成23年12月の制度取扱い変更にあわせて、借入申込書類にも注意を促すための「ごあんない」を追加した。</p>																				
	<p>（4）受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	<p>【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】</p> <p>○ 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るために、受託金融機関事務打合せ会議を全国で開催した。</p> <p>なお、開催にあたっては、適正な規模の会場を選定するとともに、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催することにより、事務及び経費の効率化を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開催回数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>8回</td> <td>全国7か所</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>9回</td> <td>全国7か所</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>9回</td> <td>全国7か所</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>9回</td> <td>全国7か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全受託金融機関数に対する同会議に参加した受託金融機関の割合</p>	区分	開催回数	開催場所	平成20年度	8回	全国7か所	平成21年度	9回	全国7か所	平成22年度	9回	全国7か所	平成23年度	9回	全国7か所					
区分	開催回数	開催場所																				
平成20年度	8回	全国7か所																				
平成21年度	9回	全国7か所																				
平成22年度	9回	全国7か所																				
平成23年度	9回	全国7か所																				
<p>（4）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>（5）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。</p>	<p>【事務処理方法の問題点の洗い出し】</p> <p>○ 借入申込から貸付実行までの事務処理方法について、問題点の洗い出しを行い、貸付決定処理にあたって作成する資料をスリム化することなどにより事務の効率化を図った。</p> <p>○ 平成22年2月及び平成23年12月に制度取扱いを変更したことにより、審査に係る事務処理は増加したものの、借入申込みから貸付実行までの期間は、平成19年度と同程度に維持した。</p>																				

《評価項目14：承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価					
			H20	H21	H22	H23						
<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。</p>										
<p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p>	<p>【貸付先の財務分析・保証機関等の評価等】</p> <p>○ 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリングを実施し、必要な指導等を行った。住宅生活協同組合等については、受託金融機関からその現状についての報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリングを実施し、必要な指導等を行った。</p> <p>○ 連帯保証人の状況について、受託金融機関に対し報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を講じた。 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。</p>	A	3.62	A	3.83	A	4.00	A	3.85	A	3.83
	<p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p>	<p>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】</p> <p>○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</p>										
	<p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>【保証履行能力の把握及び分析】</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け（Moody's、S&P）により、各社の保証履行能力の実態把握及び分析を行い、保証能力を確認した。</p>										
<p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p>	<p>【適時的確な債権回収】</p> <p>○ 解散を予定している貸付先に対して、機構債権の受託金融機関への債権譲渡等により債権を回収した。</p> <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置及び民事再生法の適用による返済条件の変更措置を実施した。</p>										

《評価項目14：承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
		<p>○ 中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困難者に係る返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を行うとともに、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知した。</p> <p>【東日本大震災への対応】</p> <p>○ 東日本大震災における被災者に対し、以下の措置を講じた。</p> <p>① 返済条件変更措置の拡充（実績139件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元金及び利息の返済猶予（り災割合に応じて、1年～5年） ・ 元金の返済猶予及び返済猶予期間中の利率の軽減（り災割合に応じて、貸付利率から1.5%引き下げた利率又は0.5%を限度とした軽減） ・ 返済期間の延長（り災割合に応じて、1～5年） <p>② 平成23年9月約定分の返済猶予措置の実施（実績111件） 被災者の転借人で、貸付先の転貸法人に対し返済がなく、かつ連絡がとれない場合、同約定期日に係る償還の猶予を申請した貸付先に対し、猶予の措置を講じた。</p> <p>③ 返済相談のための専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置</p> <p>④ ①の取扱期間を延長 「災害を受けた日から1年以内に申請のあったものまで」としていた①の取扱期間を当面の間、延長する措置を講じた。</p> <p>○ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に関し、平成23年8月に転貸法人に対し、転借人との相談業務を行ううえで参考となるカウンセリングシートを提示し、併せて意見交換会を実施した。また、平成23年9月に住宅金融支援機構と併せ貸し分の取扱いについて、協議を行った。</p>					
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	<p>【延滞債権への対応】</p> <p>○ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を実施した。また、短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等の徹底を図った。</p>					
	⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。	<p>【転貸法人への指導強化】</p> <p>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。 また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）、指導専門員の打ち合わせ会議を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</p>					

《評価項目14：承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。						

＜評価項目15：財務内容の改善に関する事項＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																																													
			H20	H21	H22	H23																																																																														
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>【運営費交付金以外の収入の確保】 ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において、概ね予算を上回る自己収入を確保した。 ＜福祉医療経営指導事業収入＞（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>実績額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>35,035</td> <td>39,329</td> <td>112.3%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>33,587</td> <td>45,053</td> <td>134.1%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>39,329</td> <td>48,949</td> <td>124.5%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>45,053</td> <td>40,302</td> <td>89.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜福祉保健医療情報サービス事業収入＞（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>実績額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>19,426</td> <td>19,978</td> <td>102.8%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>20,062</td> <td>19,720</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>19,978</td> <td>26,620</td> <td>133.2%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>19,720</td> <td>18,914</td> <td>95.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財投機関債の発行等による資金調達】 ○ 財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。 ＜福祉医療貸付事業（一般勘定）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成20年 6月19日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成21年 6月17日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成22年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成22年12月16日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成23年度</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成23年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>230億円</td> <td>10年</td> <td>平成23年12月16日</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成20年度</td> <td>300億円</td> <td>3年</td> <td>平成20年 6月19日</td> </tr> <tr> <td>240億円</td> <td>3年</td> <td>平成20年12月19日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>240億円</td> <td>3年</td> <td>平成21年 6月17日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	実績額	対予算比	平成20年度	35,035	39,329	112.3%	平成21年度	33,587	45,053	134.1%	平成22年度	39,329	48,949	124.5%	平成23年度	45,053	40,302	89.5%	区分	予算額	実績額	対予算比	平成20年度	19,426	19,978	102.8%	平成21年度	20,062	19,720	98.3%	平成22年度	19,978	26,620	133.2%	平成23年度	19,720	18,914	95.9%	区分	金額	年限	発行日	平成20年度	100億円	10年	平成20年 6月19日	平成21年度	100億円	10年	平成21年 6月17日	平成22年度	100億円	10年	平成22年 6月16日	100億円	10年	平成22年12月16日	平成23年度	100億円	10年	平成23年 6月16日	230億円	10年	平成23年12月16日	区分	金額	年限	発行日	平成20年度	300億円	3年	平成20年 6月19日	240億円	3年	平成20年12月19日	平成21年度	240億円	3年	平成21年 6月17日	<p>A 3.87</p> <p>A 3.83</p> <p>A 4.00</p> <p>A 3.71</p> <p>A 3.85</p>
区分	予算額	実績額	対予算比																																																																																	
平成20年度	35,035	39,329	112.3%																																																																																	
平成21年度	33,587	45,053	134.1%																																																																																	
平成22年度	39,329	48,949	124.5%																																																																																	
平成23年度	45,053	40,302	89.5%																																																																																	
区分	予算額	実績額	対予算比																																																																																	
平成20年度	19,426	19,978	102.8%																																																																																	
平成21年度	20,062	19,720	98.3%																																																																																	
平成22年度	19,978	26,620	133.2%																																																																																	
平成23年度	19,720	18,914	95.9%																																																																																	
区分	金額	年限	発行日																																																																																	
平成20年度	100億円	10年	平成20年 6月19日																																																																																	
平成21年度	100億円	10年	平成21年 6月17日																																																																																	
平成22年度	100億円	10年	平成22年 6月16日																																																																																	
	100億円	10年	平成22年12月16日																																																																																	
平成23年度	100億円	10年	平成23年 6月16日																																																																																	
	230億円	10年	平成23年12月16日																																																																																	
区分	金額	年限	発行日																																																																																	
平成20年度	300億円	3年	平成20年 6月19日																																																																																	
	240億円	3年	平成20年12月19日																																																																																	
平成21年度	240億円	3年	平成21年 6月17日																																																																																	

＜評価項目15：財務内容の改善に関する事項＞

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告				事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																									
						H20	H21	H22	H23																																										
			100億円	3年	平成21年12月17日																																														
		平成22年度	300億円	3年	平成22年 6月16日																																														
			290億円	3年	平成22年12月16日																																														
		平成23年度	420億円	3年	平成23年 6月16日																																														
			250億円	3年	平成23年12月16日																																														
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91,600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>【短期借入金の実績】</p> <p>○ 福祉医療貸付事業（一般勘定）及び年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）において、資金繰上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金で対応した。なお、当該短期借入金については、貸付先からの貸付回収金等で返済している。</p> <p>＜福祉医療貸付事業（一般勘定）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">短期借入金</th> <th rowspan="2">年度末残高</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2回</td> <td>4,392百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">短期借入金</th> <th rowspan="2">年度末残高</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5回</td> <td>7,560百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>22回</td> <td>128,100百万円</td> <td>25,950百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>36回</td> <td>238,080百万円</td> <td>31,590百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>38回</td> <td>175,160百万円</td> <td>16,410百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	短期借入金		年度末残高	回数	金額	平成20年度	—	—	—	平成21年度	2回	4,392百万円	0百万円	平成22年度	—	—	—	平成23年度	—	—	—	区分	短期借入金		年度末残高	回数	金額	平成20年度	5回	7,560百万円	0百万円	平成21年度	22回	128,100百万円	25,950百万円	平成22年度	36回	238,080百万円	31,590百万円	平成23年度	38回	175,160百万円	16,410百万円					
区分	短期借入金			年度末残高																																															
	回数	金額																																																	
平成20年度	—	—	—																																																
平成21年度	2回	4,392百万円	0百万円																																																
平成22年度	—	—	—																																																
平成23年度	—	—	—																																																
区分	短期借入金		年度末残高																																																
	回数	金額																																																	
平成20年度	5回	7,560百万円	0百万円																																																
平成21年度	22回	128,100百万円	25,950百万円																																																
平成22年度	36回	238,080百万円	31,590百万円																																																
平成23年度	38回	175,160百万円	16,410百万円																																																
<p>3 資産の有効活用</p> <p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p> <p>また、利益剰余金や保有する施設等について、保有の必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて不断の見直しを行い、不要と認められるものについては、速やかに国庫納付すること。</p>	<p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>見直しの基本方針に基づき、以下のとおり国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び公庫総合運動場（東京都三鷹市）について、平成23年度中に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。 	<p>【保有資産の見直し】</p> <p>○ 見直しの基本方針に基づき、次のとおり適切に国庫納付又は国庫納付の手続きを進めている。</p> <p>＜戸塚宿舍＞ 平成22年8月に売却し平成23年3月に国庫納付を完了した（国庫納付額2.14億円）。</p> <p>＜公庫総合運動場＞ 公庫総合運動場については、中期計画に定めた計画に基づき、平成24年1月30日付で国庫納付（現物納付）した。</p> <p>＜千里山田宿舍＞ 千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）については、中期計画</p>																																																	

《評価項目15：財務内容の改善に関する事項》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H20	H21	H22	H23	
	<ul style="list-style-type: none"> 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舎（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舎（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舎（大阪府吹田市、集合住宅1棟）、高槻宿舎（大阪府高槻市、集合住宅1棟）について、平成24年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。 <p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>に定めた計画に基づき、平成24年3月30日付で国庫納付（現物納付）した。</p> <p>《宝塚宿舎ほか》 宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付（現物納付）の手続きを進めていたところであるが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となった。</p> <p>このため、関係機関と協議した結果、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うべく、売却に当たっての近隣住民に対する説明や売却スケジュール等の調整を行い、平成24年3月23日に入札を行い落札されたことから平成24年度において速やかに国庫納付することとしている。</p> <p>《東久留米宿舎ほか》 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成24年度中における入居者の退去を促すため、入居者に対する説明会を実施した。</p>					

《評価項目16：人事に関する事項》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価										
			H20	H21	H22	H23											
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項 （1）効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>（2）人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画 （1）方針</p> <p>① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。</p> <p>④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p>	<p>【適正な人員配置】 【組織のスリム化等】に同じ</p> <p>【人事評価制度の運用】 ○ 人事評価制度の適正な運用を行い、職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、評価結果を人事及び給与等に反映することにより、士気の高い組織運営を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>・人事評価結果の反映の拡大 ・人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>・人事評価の結果を昇給、賞与の支給等に反映</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>・職員の努力とその成果を評価に一層反映するための仕組みを新たに導入</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>・人事評価結果の反映を更に拡大</td> </tr> </tbody> </table> <p>【研修の充実】 ○ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、福祉・医療分野における専門家等を招いて研修を開催した。 また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年4月から資格取得支援制度を新たに導入・実施した。</p> <p>○ 教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューなど、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。</p>	区分	取組内容	平成20年度	・人事評価結果の反映の拡大 ・人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入	平成21年度	・人事評価の結果を昇給、賞与の支給等に反映	平成22年度	・職員の努力とその成果を評価に一層反映するための仕組みを新たに導入	平成23年度	・人事評価結果の反映を更に拡大	A 4.00	A 3.83	A 4.00	A 4.00	A 3.96
区分	取組内容																
平成20年度	・人事評価結果の反映の拡大 ・人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入																
平成21年度	・人事評価の結果を昇給、賞与の支給等に反映																
平成22年度	・職員の努力とその成果を評価に一層反映するための仕組みを新たに導入																
平成23年度	・人事評価結果の反映を更に拡大																

《評価項目16：人事に関する事項》

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成20年度～23年度）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																
			H20	H21	H22	H23																																																	
	<p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部門別の専門研修</th> <th colspan="2">職階毎の能力開発研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成20年度</td> <td>内部研修 47回</td> <td>公開セミナー 29コース</td> <td>74人</td> </tr> <tr> <td>外部研修 75回</td> <td>通信教育 20コース</td> <td>59人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度</td> <td>内部研修 54回</td> <td>公開セミナー 26コース</td> <td>72人</td> </tr> <tr> <td>外部研修 85回</td> <td>通信教育 16コース</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度</td> <td>内部研修 67回</td> <td>公開セミナー 19コース</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>外部研修 86回</td> <td>通信教育 17コース</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成23年度</td> <td>内部研修 82回</td> <td>公開セミナー 21コース</td> <td>51人</td> </tr> <tr> <td>外部研修 65回</td> <td>通信教育 16コース</td> <td>29人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【人員に係る指標】</p> <p>○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内となり、中期計画に定めた目標を達成した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期初の常勤職員数 (A)</th> <th>期末の常勤職員数 (B)</th> <th>比率 (B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td rowspan="4">299人</td> <td>250人</td> <td>83.6%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>260人</td> <td>87.0%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>254人</td> <td>84.9%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>249人</td> <td>83.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成22年度より国家公務員再就職者が就任していた理事ポスト（1名）を削減したことにより、国家公務員再就職者は0となった。 また、国家公務員の再就職者（職員）のポストについては、現職者定年後、国家公務員による再就職を解消することとした。 なお、平成21年度までに廃止するよう指導されている国家公務員再就職者が就いている嘱託ポストに該当するものは設置していない。</p>	区分	部門別の専門研修	職階毎の能力開発研修		平成20年度	内部研修 47回	公開セミナー 29コース	74人	外部研修 75回	通信教育 20コース	59人	平成21年度	内部研修 54回	公開セミナー 26コース	72人	外部研修 85回	通信教育 16コース	41人	平成22年度	内部研修 67回	公開セミナー 19コース	40人	外部研修 86回	通信教育 17コース	33人	平成23年度	内部研修 82回	公開セミナー 21コース	51人	外部研修 65回	通信教育 16コース	29人	区分	期初の常勤職員数 (A)	期末の常勤職員数 (B)	比率 (B/A)	平成20年度	299人	250人	83.6%	平成21年度	260人	87.0%	平成22年度	254人	84.9%	平成23年度	249人	83.3%				
区分	部門別の専門研修	職階毎の能力開発研修																																																					
平成20年度	内部研修 47回	公開セミナー 29コース	74人																																																				
	外部研修 75回	通信教育 20コース	59人																																																				
平成21年度	内部研修 54回	公開セミナー 26コース	72人																																																				
	外部研修 85回	通信教育 16コース	41人																																																				
平成22年度	内部研修 67回	公開セミナー 19コース	40人																																																				
	外部研修 86回	通信教育 17コース	33人																																																				
平成23年度	内部研修 82回	公開セミナー 21コース	51人																																																				
	外部研修 65回	通信教育 16コース	29人																																																				
区分	期初の常勤職員数 (A)	期末の常勤職員数 (B)	比率 (B/A)																																																				
平成20年度	299人	250人	83.6%																																																				
平成21年度		260人	87.0%																																																				
平成22年度		254人	84.9%																																																				
平成23年度		249人	83.3%																																																				